

平成29年3月16日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
--------	------	----	--------

書 記 熊 崎 響

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

また、傍聴にお見えいただきました皆様方、早朝からまことにありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○1番（松野貴志君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきますが、まずもって朝早くより議会傍聴にお越しいただきました皆様に御礼を申し上げます。

さて、本定例会は年度最後の議会であり、新人の私にとりましても、本議会が議員1年の締めくくりになります。俗に3月議会と呼ばれます本定例会は、平成29年度の予算が提案される、いわば29年度の瑞穂市の施策が決定する重要な議会となります。

29年度の一般会計予算は167億円、前年度と比べますと0.8%減となっておりますが、27年度から3年連続で167億円を超える大型予算となっております。26年度までは150億円前後で推移しておりましたので、ここ3年の予算規模は非常に大きなものになっております。ここ数年、市税等の歳入も若干は伸びておりますが、やはり歳出の伸びは大きく、このままでは市政運営に支障が出るのではないかと心配しております。

本日の私の一般質問は、1に空き缶回収機についてでございます。2つ目に平成29年度予算における賃金についての2点であります。どちらも市の財政を念頭に質問構成をしております。財政負担を抑えながら効率的に効果的な施策を講じ、住民サービス、市民福祉の充実を図ることが執行部も議会も目指すところでもあります。きょうの私の一般質問が少しでもその一端を担うものと信じ、執行部の考えをお聞きし、御提案させていただきたいと思っております。

これよりは質問席に移り、質問させていただきます。

初めに、空き缶回収機について質問いたします。

瑞穂市には、現在、市内13カ所において、空き缶、ペットボトルの空き容器回収機が設置さ

れています。これは穂積町時代からの空き容器回収機による事業が継続して実施されているということでもあります。以前、回収機は故障が多く、大変不便でしたが、現在の回収機は性能も向上し、トラブルが少なくなっております。

この空き容器回収機はポイントがつくことで利用されていますが、この回収機を利用する市民と全く利用しない市民と、いわば2極化されていると私は思います。この空き容器回収機のカード発行状況とポイント交換件数についてお尋ねいたします。

この発行されたカードが、実際に現在でも使用されているのかどうか。また、相当数が疑問になりますが、どのぐらいのカードが1カ月で使用されているのでしょうか。これはポイント管理からわかると思いますが、統計をとられているのであれば、使用状況をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今の松野議員の御質問についてお答えいたします。

まず空き容器回収機のエコポイントカードは、1世帯に1枚発行しております。平成29年1月末日現在における発行枚数は1万9,166枚となっております。平成28年の利用の多い月8月で9,355世帯、平成28年2月から平成29年1月までの1年間を通して見てみますと、1万2,354世帯に御利用いただいております。ですので、利用率としましては、およそ65%となっております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） この空き缶とペットボトルの空き容器回収事業において、回収した空き容器から収入と委託料等の支出はどうなっているのか、すなわち収支は幾らマイナスになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、収支に関してお答えします。

また、この事業における経費としましては、27年度の実績で申し上げますと、保守管理業務と空き容器の回収業務及びポイントの報奨費や電気料などの消耗機材で2,815万円、これに対しまして、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルは年間で1,025万本が資源物として回収されておまして、その売り払い収入は1,642万円ですので、実質1,173万円のマイナスとなっております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 瑞穂市の空き容器回収事業は先進的な取り組みと言えますが、現在では、民間企業もリサイクル事業として始まっております。大型スーパーマーケットの店頭に空き容

器回収機が置かれているのを目にしますが、このような民間の回収機は、現在、瑞穂市には設置されていないと思います。カードを利用したポイントつき回収機は、これからコンビニ等にも設置されていくものと考えられますが、そのあたり、民間リサイクル事業として設置している事業者やコンビニ等と、市では連携していくような動きはあるのでしょうか。

また、民間事業者のリサイクルセンターに、新聞、段ボールのほかにもペットボトルやアルミ缶も回収するリサイクルセンターもふえています。このような民間企業との連携について、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ごみの減量化やリサイクルを推進していく上で空き容器回収機は有効なツールでありまして、その利用率は、先ほども申し上げましたように65%と高く、今後も引き続き有効に活用していくわけでありまして、保守管理業務や容器の回収業務などの経費は今後も必要となってきます。

そこで、市民の皆様のリサイクルに対する意識も高まっていることもありますし、将来的には空き容器回収機の運用も縮小するなど、検討する必要があるとは考えておりますが、今のところコンビニなどに空き容器回収機を設置して基数をふやしたり、また事業者との連携については、現時点では今のところ考えておりません。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 将来的には検討する必要があるが、現時点では考えていないという御答弁でございました。しかし、収支がマイナスであるのに現時点で考えていないという答弁はいかがなものかと思えます。費用対効果がないのであれば、考えていないというのならわかりませんが。

提案ですが、コンビニの店頭や敷地内に民間企業が行う空き容器回収機を積極的に設置してもらう取り組みを推進してはどうでしょうか。市の負担もなく、市民の利便性も高くなると思われます。

また、現在、市が保有する空き容器回収機をコンビニ敷地や民間事業者の新聞、段ボールのリサイクルセンターに無償で置かせてもらうのも一案と考えます。これも利用者の利便性向上や、やり方によっては回収した空き容器の売却代金と保守点検が相殺され、市の負担がなくなる可能性があります。この提案をぜひとも検討されるようお願いいたします。

次の質問になりますが、現在、空き容器回収機に回収されたペットボトル、空き缶はどのような流れで売却されていくのか、お尋ねいたします。美来の森に運ばれ、そこで売却されるという流れで間違いないでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、議員がおっしゃられましたように、空き容器回収機で回収された資源物は、一旦美来の森へ搬入されまして、買い取り業者が美来の森へ引き取りに来られることになっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 空き容器回収機での回収した空き缶、ペットボトルは美来の森に運ばれ、そこで買い取り業者に引き渡すということですが、これは二度手間ではないかと私は考えます。この回収費用は幾ら支払っているのか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） この回収業務の委託料としまして、平成27年度におきましては1,253万円となっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今の私の御質問は通告にはございませんでしたが、空き容器回収事業の収支を考える上で重要な事項でございますので、お尋ねいたしました。

恐らく年間に1,000万円以上支払っているものと思われませんが、であるなら、買い取り業者に回収も含めたらどうでしょうか。この点も、ぜひ平成29年度から改善されるように要望いたします。

次に、平成29年1月19日の総務委員会協議会資料で、未利用地活用方針結果によりますと、市内には37物件の未利用地があり、今さらながらですが、活用方針結果とは、一体処理に何年かかっているのかと思わざるを得ません。未利用地は、実に10年越しに大事に担当課で抱え込んでおられ、何の進展もされずにとまでは申し上げますが、今さらながら売却するという方針で、あたかもこれからリセットのごとくスタートするように結論づけているように感じられます。

このような事態は民間では考えられず、年々地価が下がるばかりで市の損失は随分大きいものと考えます。農地は、6年から7年も前なら購入する人もあったと聞かれますし、現在でも一部の未利用地では、購入希望もあるが、市の単価が市場価格ではないと言われております。

これも通告にはございませんが、未利用地を利用した回収事業の提案をしたいので質問をいたします。

この未利用地、37物件ございますが、本年度に売却できたものはございますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの未利用地の件でございますけれども、平成28年度中に売却した未利用地は、平成

29年1月19日の総務委員会で御報告をいたしました未利用地37区域中1区域3筆でございます。
この土地は、国土交通省が施工する五六川排水樋管工事のために必要な用地でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 3筆売却できたというお話ではございますが、行政が売却する意向を示しても、考えているだけで行動していないのでは何も進みませんし、解決はしません。本当に方針のとおり売却したいのであれば、昨年9月議会において森議員が提案したとおり、専門である不動産業者の力をおかりして進めていかないといけないと私も思います。今の管財情報課では進展しないのではないかと私も懸念いたします。

私の提案は、現在の空き容器回収機の管理をそのまま民間に委託するということです。現在、市が所有する空き容器回収機を民間に無償で貸す。回収から生まれる収益は、委託先である民間の収入として、市の持ち出しはゼロとして経費削減するものです。さらに、現在の未利用地を活用して、未利用地に民間主導による空き容器回収機や資源ごみを回収するリサイクル拠点とすることで、市の財政負担がなくなるような回収システムを提案いたします。

現在、市内には民間リサイクルセンターがあり、段ボール、新聞、古着などは美来の森に搬入するよりふえてきておると聞き及んでおります。日常的にも24時間であるから、美来の森に搬入するより利便性が高く、この民間リサイクルセンターに搬入する人がふえてきております。美来の森の搬入量を少なくし、人件費等の削減をすることが必要と考えられます。未利用地に民間リサイクルセンターを無償で貸し、経費を削減するような提案を行政で詰めているのか、考える必要があると思いますが、こういった提案に対する市長の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、御提案の未利用地の活用などにつきましては、大変有効な方法だとは思いますが。

ただ、今思うところ、空き容器回収機の運用のため、未利用地に新たに受電設備を設けたり、また移設費用、そのほか現行のエコポイントの運用など、さまざまな問題があるように思います。議員御提案の方法も含めまして、経費削減に向けた検討を行っていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） このような提案には少し無理があるように感じられるかもしれませんが、しかし、無理をしてでも瑞穂市独自の取り組みをして出していないと、市長がテーマにされた市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める活力あるまちづくりにはならないと考えます。

今回、空き容器回収機の一般質問に際し、リサイクルやCO₂削減施策や国の補助などあれ

これ調べているうちに、CO₂削減を強化するために幾つかの国の事業が始まっておりますので、もちろん副市長、企画部長は知っておられ、平成29年度予算編成をされたと思いますが、念のために幾つか申し上げておきます。

地方公共団体向けにカーボンマネジメント強化事業があります。国の平成29年度予算は32億円で、地方公共団体が策定した地球温暖化計画に基づき、さらに実行計画事務事業を策定し、この事業に基づいて実施される省エネ設備の導入支援事業で、庁舎等の公共施設のエアコン、照明などの導入を支援するものでございます。

実行計画事務事業を策定し、公共施設にエアコンなど省エネ設備を実施されるのであれば、該当するかと私は思います。当市においても、来年度、空調設備改修があったはずでございますが、こういった補助制度を認識していたのかどうか。また、活用を考えているのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今回の地球温暖化の対策に関する実行計画というところで、私のほうでお答えさせていただきます。

省エネに対する補助金などは環境省、経済産業省などさまざまあると思います。そういったものがありますので、今後は担当部局と調整しまして、該当する事業等を検討していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 補助制度については、さらにLED照明導入促進事業として予算規模が20億円であり、人口25万人未満の自治体の街路灯LED導入促進事業がありますので、これも該当するのではないかと私は考えます。

公共施設等におけるCO₂削減促進事業というものは、予算規模が50億円、建築物を所有する地方自治体がエネルギー削減率50%となるよう、空調、照明、給油などの導入設備については3分の2の補助が出るとも聞いております。これも計画さえしっかり立てておけば該当するものと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただ、まだあります。省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業というものが、予算規模は10億円、101人以上の既存浄化槽に省CO₂型の高度化設備の導入をするものでございますが、これは調査をしないとわかりませんが、本田団地の共同浄化槽などにも問題になればと私も思います。

健康づくりとエコ志向に関しましては、自転車利用環境の整備事業として、駅前通勤用自転車置き場等の整備やコミュニティサイクルの整備事業などがあります。コミュニティサイクルといいますのは、まちじゅうに幾つもの自転車貸出拠点を設置いたしまして、利用者が貸し出

し、返却できる新しい交通手段でございます。

サイクリングロードのようなハードな事業につきましては、利用者が限られるということもございまして容認はできませんでしたが、昨日、くまがい議員が「自転車のまち サイクルシティ瑞穂」と題して質問されておりました。当市においては、コミュニティサイクルの事業こそが、私は行うべき事業であるかと思えます。

まだほかにも多数ございますので、予算編成する際に知っておられ、査定時に検討されているものと私は思いますが、財源確保のために、ぜひとも参考にさせていただきたいと思えます。

空き容器回収機に関しまして、きょうは主に財源の観点から質問と提案をさせていただきました。この空き容器回収機に関しまして、市民の環境意識とマナーの向上や衛生美化といったメリットがある半面、行政の財源負担というデメリットもございます。そもそも市が施策としてエコ事業に取り組むのであれば、多くの市民協働や、先ほど申し上げました事業者との連携、さらには子供に対する教育や実践など、広く市民全体を考えた展開をしていただきたいと思います。空き容器回収機だけを設置して何の環境施策もしないのであれば、ただ単に財源を消費するだけです。しっかりした目的を設定して、財源の軽減を図りながら、瑞穂市全体の環境問題に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、2つ目の質問に移ります。

平成29年度予算における賃金についての御質問をいたします。

平成29年度予算における予算概要11ページに賃金がございます。平成29年度予算5億9,977万8,000円は、平成28年度対比で見ますと10.6%の高い伸びになっております。平成27年度から平成28年度は0.6%の伸びでありますから、今回は急激に伸びていると言えます。

この理由としては、学校生活支援員の支払いを今までの報償費から賃金に組み替えたことがあるようでございますが、仮にその部分を差し引いても賃金は伸びているのか。また、平成28年度から29年度における賃金の変動の傾向はどういった状況にあるのかをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） おはようございます。

ただいま松野貴志議員の平成29年度予算における賃金についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、平成29年度予算の賃金5億9,977万8,000円については、平成28年度予算5億4,207万8,000円と比較しますと5,770万円の増となっており、10.6%の伸びとなっております。そのうち、議員御指摘のように、学校生活支援員は報償費から賃金に組み替えをいたし3,360万円の予算となり、賃金増額予算は5,770万円の58.2%を占めることになりました。残りのところでございますが、その差額は2,340万円が純粹なる増額分ということになります。

その原因の主なものにつきましては、臨時保育士が89人から93人、いわゆる4人分の増ということで、これにつきましては、別府保育所の東館の未満児対応など、そういったことでござ

いますし、保育所の補助職員（調理員）を1名増、また幼稚園バスの添乗員2名など、これを合わせまして、保育所関係で前年比1,155万8,000円の増となっております。

そのほかの主なものとしましては、環境課については、一般廃棄物処理業務員の部分で366万3,000円の増、給食センターについては、行政補助職員1名と調理員1人分の増を含めまして283万1,000円の増、中小学校については、用務員1人分で189万2,000円の増、健康推進課においては、補助職員1人、174万5,000円の増、また図書館においても繁忙期の補充司書補助職員2人分の増で124万7,000円など、そういったものが主なものとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 平成28年から29年度の伸びは、組み替え分を引いても4%程度伸びていますから、賃金の状況は増加傾向にあると考えます。

昨年の12月に同一労働・同一賃金を実施するためのガイドラインが示されました。自治体非正規職員にも期末手当や扶養手当が支給されるという法案が3月7日に閣議決定をしております。この法改正が可決し、施行されますと、大幅に賃金が増加すると見込まれます。自治体非正規職員が対象となりますが、当市でいえば補助職員がこれに該当するものと思われまます。補助職員は地方公務員法第22条の臨時的職員に該当すると思われまますが、この確認として、この解釈で間違いはないか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 結論から申しますとそういったことではございますが、補助職員につきましては、地方公務員法第22条に規定する臨時的任用職員に位置づけておりまして雇用しておりますけど、要綱での運用としております。

3月7日に閣議決定されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公務員の臨時的任用の適正を確保するものでありまして、施行期日は平成32年4月1日というものでございます。

今後、この法律の改正を踏まえまして、例規整備などを行いまして適正な任用を行う必要があると考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） この地方公務員法第22条の規定では、臨時の職に関する場合、任用期間は6カ月で更新は1回、最長で1年とすると定めております。しかし、現場を見てみますと、継続して勤務している人を優先的に採用しているような状況が見受けられます。これは非常にグレーな部分と私は感じますが、事実、市民からは、補助職員の募集があっても、面接試験が

あっても、採用されるのは継続して勤務している人が採用されているのではないかというお話も聞かれますので、このように思われている状況下では、現補助職員として一生懸命勤務されている方々も労働意欲は下がるものと私は思います。

また、先ほどの賃金増加見込みに伴う市の財政負担もあわせて考えますと、今後、補助職員を取り巻く環境は極めて厳しいものになるかと私は思います。今後は、自治体非正規職員の労働環境の改善と行政の財政負担軽減の両方を進めていかねばならないと私は思います。

平成27年6月の内閣府通知で、窓口業務の委託範囲が示されました。まずは、こういった業務を中心に民間への業務委託を進めることを提案いたします。もちろん委託条件には補助職員の就労保障を盛り込むなど、今、働いている方への配慮は当然でございます。この業務委託は単純に補助職員の賃金と委託費を比較するものではございませんが、民間手法による事務の効率化や給与水準の適正化、さらには従事する職員定数のスリム化を図ることで、将来的な市全体の賃金削減や労働環境の改善といった効果を期待できるものであると私は思います。

ただ、これを行うべき委託先は、大変失礼ではございますが、本議会の中でもたびたびお名前が上がってはおりますが、指定管理の内部統制がとれていないとお見受けする今のふれあい公共公社では無理ではないかと私は考えます。やはりそれなりの専門性を有した企業を選定すべきであり、現在、委託制度を導入している中津川市、美濃加茂市、各務原市、そして高山市、岐阜市などを参考にすべきと私は考えます。

今、私が提案させていただきました業務委託への移行、特に窓口業務の委託については、市は検討されているのでしょうか。また、今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいま松野議員が言われました平成27年8月から9月の間に内閣府公共サービス改革推進室実施のアンケートによりますと、窓口業務の民間委託については、職員削減や事務増大により不足した人員の代替とする効果が期待されるということでございますが、経費節減効果についてはなかなかあらわれていないということで、人手不足が先行して民間委託をせざるを得ないなど、さまざまな捉え方があるようでございます。そういったアンケートの状況が、今、把握しているところでございます。

その他の課題としましては、価格と質を確保することの矛盾やら、委託可能範囲が不明確であることなど、また個人情報取り扱いのリスクなど、業務スペースの確保など、環境整備が非常に困難など、課題もあるところでございます。市としましては、国の動向も注視していかなければならないと思っております。

過去には、先ほど松野議員が言われましたふれあい公社とか、そういったところも含めて派遣の関係やら、業務委託の関係やら、いろんな課題がありまして、現在のふれあい公社ということになっているかと思っておりますので、現在の新しい国の状況も見ながらというふうに考

えております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） この市役所の窓口業務の民間委託につきましては、先進市では効果的であるから進めていると思われます。特に岐阜市、高山市、各務原市といった先進市で採用されておりますので、本市においても、今後検討されてはどうかと思います。

また、ふれあい公共公社におかれましては、やはりそれなりの専門性をしっかりと有して取り組んでいただきたいと思いますので、その点については強く要望いたします。

今回、一般質問につきまして2点、経費削減という点から、財源を有効活用するために提案をさせていただきました。

平成29年度の予算を見てもみますと、急がねばならない事業を後に回すとか、特に急ぐ必要のない事業の予算化など、疑問点が多い新年度予算に私は感じます。28年度におかれましては、駅前拠点化構想の事業におかれて、市長御発信のもと、また副市長、企画部長、藤井政策企画監の取り組みによって、2月10日に行われた夜市を含めて進展はあったと私は思いますが、当然、29年度においても期待が持てるものと私も信じております。

ただ、そのほかにつきましては、既存路線事業の延長が多く、特化した新事業がない。また、新事業はあるものの、小さな事業で予算が少ないといった予算編成と思われます。今後は瑞穂市オンリー事業として、独自性を発揮した事業を実施していく必要があることを提言いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番の松野貴志君の質問は終わりました。

続きまして、12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○1 2 番（広瀬武雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より質問のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4項目にわたりますして質問をさせていただきたいと思ひます。

その第1点目は瑞穂市庁舎将来構想について、2点目は瑞穂市介護支援ボランティア（ポイント付与付）制度の導入について、3点目は高齢者タクシー利用助成事業の内容について、4点目は瑞穂市教育振興基本計画、平成29年から32年度の計画の中身について御質問をさせていただきたいと思ひます。

なお、御了解をいただきたいのは、2番の瑞穂市介護ボランティア制度の導入についてと瑞穂市教育振興基本計画についての質問の順序を入れかえさせていただきたいと、かように思ひますので、議長に御配慮いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） はい、よろしいです。

○12番（広瀬武雄君） じゃあ、以下は質問席よりさせていただきます。

先ほど申しましたように、最初に瑞穂市庁舎将来構想について質問をさせていただきます。

現在の庁舎が抱える課題は、既に皆様御存じのとおり、2庁舎体制とか、あるいはちょっと耐震化が緩いとか、施設が狭隘になっているとか、あるいはバリアフリー対応が不十分である等々、4項目から5項目にわたりましてその課題が整理され、検討されていることは既に御存じのとおりかと思えます。

そういう中にありまして、昨年11月、それからことしの2月、瑞穂市庁舎将来構想なるものができ上がりまして、私ども議員の手元に配付されました。その内容を詳細に見てみます中で、明らかにしていただきたいという点を中心に質問をさせていただきますことを、前もって宣告させていただきます。

その第1点目は、通告どおりではございますが、本構想の策定の背景と意義、これについて担当部長より御答弁を願いたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの広瀬武雄議員の御質問にお答えさせていただきます。

先般、瑞穂市庁舎将来構想というのを策定いたしまして公表をさせていただきましたけれども、その背景と意義についてお答えをさせていただきます。

穂積庁舎でございますが、こちらは昭和40年に竣工しており、築52年が経過しております。巢南庁舎も昭和62年に竣工し、築29年が経過しており、双方とも老朽化が進んでおります。

また、合併して以来、当市は2庁舎体制を採用してまいりました。これにより用件が複数の部署にまたがるときは、庁舎間を移動する必要があり、市民サービスや利便性の低下を招いております。さらに洪水被害を免れるため2階以上で執務を行っていること、さらに受付窓口が分散しているだけでなく、狭く、相談者や申請者のプライバシー保護に苦慮するなど、施設が狭隘となっております。

最後に、穂積庁舎の正面玄関に段差があることや、巢南庁舎の風よけ室の一方が自動ドアでないこと等、バリアフリー化が不十分であるということでございます。

以上、大きな課題として、2庁舎体制、老朽化、施設が狭隘、バリアフリー化が不十分の4つについて、合併時より認識はしていたものの、学校施設や保育施設等の整備等の他の行政課題の解決を優先したため、解決策を本格的に議論するまでに至っておりませんでした。

また、熊本地震を受け、全国的に役所の災害対策拠点としての機能が求められたこともあり、今回、将来構想策定に至ったものでございます。

この新庁舎が建設されれば、先ほども述べました4つの課題が解決することとなり、市民サービスの向上につながるものと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

策定の背景と意義は理解できましたが、次に質問させていただきますのは、それでは、それらに基づきます基本方針はどのようなのか、この辺を御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 基本方針は、2庁舎体制に係る諸問題の解決を図るため、2庁舎体制を改善して1庁舎体制とするものでございます。ただし、穂積庁舎については、耐震化が行われていること、耐用年数まで18年あることを鑑みて、穂積庁舎については大規模改修をせず、当分の間、使用をいたします。また、巢南庁舎においては、新庁舎完成まで公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき検討することとし、両庁舎を当分の間は使用し、その後、新庁舎を建設することとしております。

ここで当分の間とは、建設費の財源確保の見通しがつき、かつ市民の合意が得られてからとしております。

次に、今後の進め方については、両庁舎を当分の間使用した後に新庁舎を建設するために、方針づくり、建設基金の創設などに取り組む必要があると考えております。

具体的には、平成29年度に職員による新庁舎建設プロジェクトチームを立ち上げ、2年ぐらいで機能を含めた基本方針及び建設候補地の原案の作成をしたいと考えております。その後、少なくとも庁舎建設着工10年前までに外部有識者や公募市民等で構成される（仮称）新庁舎建設検討委員会を設置し、先ほど述べました基本方針及び建設候補地の原案について議論していただき、基本方針及び建設予定候補地の案を策定したいと考えております。

また、市民の理解などを得るため、パブリックコメントや地域別説明会を実施し、基本方針及び建設候補地を決定した後、基本設計、詳細設計、工事着手という流れで新庁舎の建設を進めてまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そのような内容で今後お進めいただくということではありますが、既に御存じのとおり、現在話題になっておりますのは、岐阜市の庁舎建設に伴い、市議会でもいろいろ議論がなされておるところでございますし、岐阜県においても、岐阜県庁の新築、それから羽島、各務原等々、近隣市町でも新しい市庁舎の建設計画を立てておるところでございます。一番身近なのは、岐阜市が現在いろいろな形で相当進んでいるということでございますので、ぜひとも近隣市町の状況などをつぶさに参考にされまして、後悔のない計画を立てていただきたいと。

それで、構想の中では、基金が2億云々という項目がありますが、正直申しまして、先ほど来の答弁の中にも出ておりますように、プロジェクトチームを組んだり、あるいはパブリックコメントをしたりというさまざまな諸計画を推進し、消化していくには、相当な期間がかかります。

それで、15年ぐらい先に庁舎を新築したい、完成したいという構想になっておりますが、ここで提案をさせていただきますが、現在の瑞穂市の財政は、きのうの各議員の質問にも出ておりますように、決して瑞穂市の財政が緊迫しているわけではありません。ましてや、昨今の課題であります下水の問題はどうかなってしまっているようなスタイルでございますし、下水の基金を積む必要も今のところはないような状況になっておると。

したがって、その分を余分に庁舎建設基金に積み増していくというようなことをして、15年先まで、この議会でこのように質問をしている間に地震が来たら、我が命はないものと推測せざるを得ないと。幾ら耐震工事がなされたといっても、やはりそれは劣化していくわけですね。だから、新しい庁舎をこの先10年以内ぐらいに建築するという構想に切りかえていただくことを提案していきたい。

それからもう1点、何をやるにも、まずどこに建てるかを一番最初に決定していただくことがポイントではないかと。それからが振り出しになっていろいろ検討されると、こういう構図を描いていただくことを提案していきたい。

したがって、現在地でいいのか、あるいは現在地の中には総合センターもあるし、市民センターも隣接している。それらの土地はじゃあどうなのか。自前の土地なのか借地なのか、年間どれだけ借地料を払っているのか等々もこの際検討されて、買うものは早く今から買っていく、こういうことも必要ではないかと。これがいわゆる庁舎構想の経費をいかに節減しながら立派なものをつくり上げていくかのポイントになるかと、かように思うところでありますので、よろしくお願ひしたいと。

また、土地の取得につきましても、早目に手をつけると。迷うことなく、その場で、ああいなあと思ったら早く手をつけないとよそへ流れると。先ほどの質問の中にありました、未利用地はなかなか処分は難しいと思うんですけれども、市庁舎用の土地とか、穂積駅拠点化事業用の土地とか、そういうものにつきましても早目に手をつけて、土地だけは早目に確保して、場所を決めて、そして立派な庁舎を、他市町に恥ずかしくない立派なものをつくり上げていくんだという考え方に、市長を初め全員がなっていただくことを提案して、この質問は終わりにさせていただきますと思います。

次に、高齢者タクシーの利用助成事業の内容について質問をさせていただきます。

2月22日の文教厚生委員会協議会資料によりますと、瑞穂市高齢者タクシー利用助成事業案について手元に資料が配付されました。それを見てもみますと、現状の障害者の支援制度として行

っている障害者タクシー助成制度というものがあるわけですが、その辺との均衡を考えながら、新しい制度として、初乗りタクシーチケットを24枚、1カ月当たり2枚配付すると。これは個別のタクシー会社で行う高齢者の割引制度がある場合には、その制度を利用した額というふうになっておりまして、以下、対象者は、住民登録のある方は当然のことながら、75歳以上の独居世帯または高齢者のみの世帯の高齢者、世帯の誰もが運転免許を持たない、または運転免許を返納し、世帯に運転する者がいなくなった方、市・県民税の非課税世帯の方、市税その他の市の料金や介護保険料等に滞納がない世帯の方等々、さまざまな条件が付されております。

御存じのとおり、13日の岐阜新聞、並びに中日新聞、日経新聞、朝日新聞等々を読みますと、75歳以上の認知症の方々の検知検査が強化されまして、3年に1度の免許更新時の検査で認知症のおそれと判定された場合には医師による診察を受けることを義務化され、逆走や信号無視など18項目の違反をしたときも臨時検査を受けなければならないというように道路交通法が12日から改正されまして、非常に厳しい免許証の条件になりました。

そういう意味からしましても、この要綱（案）は、やはりもう少し緩やかなものにしないと利用する頻度が、あるいは対象者がほとんどないのではないかと、かように思うところでありますが、担当部長の御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の高齢者のタクシー助成事業の御質問にお答えをいたします。

昨日の若園議員の御質問の際にも御説明しましたところで、重複することもございますが、今回の高齢者への交通費の助成につきましては、概要としまして、先ほど議員のほうからも申し上げられましたが、タクシーのチケットの初乗り料金分を助成するというので、1カ月当たり2枚換算で年間24枚を考えています。29年度については10月からということで、12枚ということになります。

条件としましては、瑞穂市に住所登録をし、75歳以上の高齢者の独居世帯やその世帯ということで、運転免許証を所持する方がいない世帯ということで、なおかつ県民税が非課税、またその他市税等の料金に未納がないということが条件になっています。障害をお持ちの方へのタクシーの助成事業という制度があるんですが、こちらの制度と整合性を図り、大きく差異のないように考えて計画をしました。

道路交通法の改正で、先ほども申されましたが、3月12日からは一定の交通違反をした場合に臨時的に認知機能の検査を行い、認知症の疑いのある方は医師の診断書が必要となります。認知症が該当する場合には、免許証が交付されなくなったり、みずから返納するようになっていきます。このような対応に新規事業で努めるものです。運転免許証が交付されなくなったり、

自分から返納するような動きを見きわめ、みずほバスとの再編も協議しながら、このタクシー助成事業を今後とも考えていきます。

この事業で全てが解消される、高齢者の交通手段の確保が解消できるとは思ってはおりませんで、第一に公共交通を補うものというふうに位置づけています。

現在、進めています地域包括ケアシステムの中の共生化社会の考え方の中で、住民主体で何か交通手段が立ち上がったたり、助け合いやボランティアの観点で、交通の移動手段がこれから立ち上がったりするようなことを勘案しながら、また市の財政状況も勘案して考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） この制度につきましては、非常に市民の関心が高く、タクシーチケットがもらえるという単純な発想の中の喜びを感じていただいている年齢層の方々もいらっしゃるわけですが、さりとて全ての方に対応ができるわけではないという諸条件が付されておるわけではありますが、ただいま部長からの答弁にもありましたように、今後もしろいろと対象者、並びに条件等々も御検討いただけるとのことですので、どうぞひとつ、瑞穂市が弱者には優しい瑞穂市でありたいと、そういう市であっていただくことをお願いし、期待し、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、通告どおりでいきますと、瑞穂市教育振興基本計画に基づきました内容について質問をさせていただきます。

まず最初に、これもいろいろ委員会等に提示されました資料でございますが、瑞穂市教育振興基本計画なるものが1月案として手元に頂戴しているわけですが、この基本計画の中身につきまして、中心とした質問をさせていただきます。

従来より、瑞穂市の教育理念は、地域のつながりの希薄化、価値観、あるいはライフスタイルの多様化など、教育を取り巻く社会状況が日々変化している中、思いやりや助け合いの心、さらには自立の心など、豊かな心を持ち、瑞穂を愛し、瑞穂を誇り、瑞穂の活力となる人づくりを目指しますと、こういう教育理念になっておるところでございます。

そういう中にありながら、基本方針と基本施策がさらに掲げられておるところでございますが、特にその中における基本施策の中の1つ、安全・安心な学校づくりの推進、この主要事業であります1から7、いじめの根絶等人権教育の推進事業、それからいじめ未然防止教育推進事業、特別支援教育推進事業、教育相談事業、自分の命は自分で守る防災教育の推進事業、生活支援員の配置事業、フレンドリー指導員の配置事業、これら7つの事業内容についてお尋ねいたします。御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

広瀬武雄議員質問の瑞穂市教育振興基本計画についてお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、この教育振興基本計画でございますが、これは御存じの方もお見えですが、お聞きいただければと思います。

これは国がつくるものを参考に、各地域のほうの実態に応じてそれぞれの地域の教育の振興のために施策について示す計画ということでの、各地方自治体が努力義務として策定するようになっておるものでございます。

本市におきましては、昨年度、私が示させていただいた後、市内のいろいろな様子を見させていただく中で、4月1日から施行しております瑞穂市教育大綱、これを具体化していく計画として必要性を感じて、現在作成しているところでございます。

先ほど広瀬議員が御質問の中で言われました教育振興基本計画1月案という形で、現在のところの状況をまとめたものをお示しさせていただいたところでございます。

これにつきましては、先ほど来、議員等もおっしゃっていただきましたが、具体的には瑞穂市が定めております第2次総合計画、これともあわせて内容やその実施期間も考え、32年度までの4年間とするなど、考えておるところでございます。

その中で、広瀬議員御質問の安心・安全な学校づくりの推進についての内容の7点の基本施策について御説明させていただきたいと思います。

1つ目のいじめ根絶等人権教育の推進事業、これは指定校をしております、本年度28年度から本田小学校のほうで指定をし、29年度にこの成果を発表するという形で進めていただいております。本田小学校は、御存じのように道徳教育を非常に中心となって推進しておる学校でございます。本田小学校の実践が市内の各学校に広まることを考え、事業として位置づけております。

続いて、いじめ未然防止教育推進事業につきましては、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づいて、市のほうが行っております会議を基本方針に基づいて実施するものでございます。

また、この具体的なものとしまして、いじめを防止するために各学校においては、学級集団アンケートというものを実施しております。Q-Uというテストを行い、各個人の児童・生徒がどのような思いで学級生活をしているかというのを把握するものでございます。

これにつきましては、来年度はさらにこれらの内容を詳しく進めていくために、各個人のもとへ返すことができる形でバージョンアップしたものを実施していきたいということを考えております。これで把握した状況をもとに、各学級がよりより学級づくりを進めていくことができるように学級担任が活用するものでございまして、いじめの未然防止につながるというふうに思っております。

3つ目の特別支援教育推進事業についてですが、これは障害のある子供さん、全てに何らかの形で支援ができるようにということで、各学校では特別支援教育のコーディネーターがおりますので、そのコーディネーターを中心に支援計画を立てまして実施しているものでございます。

4点目の教育相談事業でございますが、これは各学校に配置しておりますスクールカウンセラー、これは市内には3名配置しております。各中学校に配置すると同時に、その中学校の校区の小学校へもスクールカウンセラーが赴きまして、いろんなカウンセリングや相談事業を行っているものでございます。

5点目の自分の命は自分で守る防災教育の推進事業、簡単に言いますと、各学校できちんとした避難訓練、防災訓練を行いましょうということで、全ての学校で年間2回から3回は実施しているところでございます。

6点目の生活支援員の配置事業でございますが、主に学級の中で落ちつくことができないお子さんが最近多くなってきております。そういったお子様を中心に、教室の中で、教員の授業の中で一人一人のお子さんについて教師が語りかける、あるいは問いかける内容について理解できているか、そういったものを確認しながら支援していくものでございまして、28年度は39名でございますが、来年度はそういったお子様がふえるということもあって、1名増員して40名で来年度生活指導員を配置する予定になっております。

7点目、最後のフレンドリー指導員の配置事業でございますが、これは本市が持っております教育支援センターにありますアジサイスクール、いわゆる適応指導教室といいます、不登校のお子さんたちが、そこへ来ることによっていろんな形で支援ができ、かなりの数が今学校へ復帰しておるわけですが、不登校であったお子さんが学校へ戻っていける、そういった適応指導教室においてフレンドリー指導員として登録いただき、応援をしてもらうものでございます。

主に大学生等をお願いしておるわけですが、現在のところまで9名の方に登録していただいております。これは登録制で相談事業等に当たっていただくという形で今進めているところでございます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

詳細にわたる御説明、安全・安心な学校づくりの推進、よくわかりました。

続きまして、これにまさるとも劣らない推進政策が掲げられておりますが、その中の1つ、グローバル化対応教育の推進という事業につきまして御質問をさせていただきます。

これは3項目にわたりまして掲載されておるところでございますが、その1つが英語教育推進事業、それから2番目が外国語指導助手、ALTと俗に申しますが、この配置事業、それか

ら3番目がICT教育推進事業、この3主要事業につきましてのそれぞれの事業内容についての御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 基本政策の4番目にありますグローバル化対応教育の推進でございますが、議員がおっしゃられるとおり、本市でも英語教育の推進とICT教育の推進を中心に掲げて考えております。3点ありますので、説明させていただきます。

英語教育推進事業は、昨日来、お話しさせていただいていますが、2020年には新しい学習指導要領に改定され、その中で、特に小学校の授業の中で、5・6年生では英語が教科となって進められる予定になっております。2020年になってからというのでは遅いだろうと。事前にやっぱり取り組むべきであろうということでこの事業を立ち上げたわけでございます。

内容としましては、英語を教科としての授業を行う教員の一人一人が不安を感じてはいけないということで、事前に29年度から小学校の教員を集めまして、定期的に外部からの講師を招いて英語の授業を行うスキルアップであるとか、英語の授業をどうやって作り上げていくとよいかという内容を継続的に研修を行うものであります。

ただ、通常の学級担任等のこともありますので、時間につきましては、夕方からとかということで行ったり、あるいは夏休みに集中して行ったりというような形で進めていく予定でございます。そういった形で対応することを考えております。

ちなみにそういったもので、教員の6割が全国的には授業に対して不安だというようなことも新聞等でも出ておるわけでございまして、そういった不安を払拭する意味でも、あらかじめこういった取り組みを行うことによって、教師が自信を持って授業づくりに入っていけるように支援したいというふうに考えておるものでございます。ほかにもありますが、主にはそれを1点目に考えております。

2つ目の外国語指導助手、ALTの配置事業でございますが、現在6名のALTを配置して行っております。各担当を持っておりまして、小学校・中学校、それから幼稚園と、これだけのところへ兼務をかけて学校に行って英語の授業のサポートという形で入っております。ネイティブスピーカーという形で発音のよい英語指導助手に入っておっていただくわけですが、内容につきましても、来年度に向けてさらに見直しをかけ、いろいろなところで活躍していただくよう考えておるところでございます。

そういった内容を踏まえて新たに募集をし、本年度は今行っている6人に加え、さらに募集がありましたので、選考試験等を行い、メンバーもかわるところもございまして、新年度は新メンバーも含めて6名の定員の中で行っていけるように考えているところでございます。

3点目のICT教育推進事業につきましては、昨日来、お話しさせていただいておりますが、子供たちにこういった機器を活用した授業を行う中で、ここでは学力の定着ではなく、ICT

機器を活用することを通してそういった力をつけていき、情報活用能力を定着させていくというような観点でこの事業を推進するという意味で、このグローバル化対応教育の中にICT教育を位置づけておるといふことでございます。

それぞれに今お話しさせていただいたものにつきましては、人件費であるとか、機器の購入等で多額の予算を使わせていただくわけですが、市の教育委員会としましても、こういったお金が本当に無駄にならないように、教育委員会として支援できるような体制を整えて努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

瑞穂市の子供たちが、本当にグローバル化されて育っていくことを期待するものでありますが、その中にありました3項目めのICT教育推進事業は、既に皆様御存じのとおり、けさ岐阜新聞のまちの展望ナンバー5、「岐阜圏域6市の新年度当初予算案から」と題します記事にICTの教育推進事業の内容が詳細にわたりまして新聞に掲載されております。今、ここに私は切り抜きを持っておりますので、この部分につきましては、これでけさから十分理解をさせていただいたところでございます。

次に、時間の問題もございますので、かいつまんで質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど来、教育長からお話がありますように、新しい教育指導要領が出まして、いろいろな形で学校教育が改善されていく。その中にありまして、一番のポイントは、やはり先生の問題だと思うんですね。

最近の新聞によりますと、英語教育に特化された授業に改善されていくことが大方の改善の中心でございますが、教員の6割が英語に自信がないというデータが、ある業者を通じまして出ております。これも新聞記事でございますが、3月6日の日本経済新聞、ここに「教員の6割、英語自信ない」というタイトルで出ております。したがって、英語に自信のない先生が英語をどのような形で教えていくのかという点につきましては、全国的な問題かも知れませんが、瑞穂市としてはどのようにお考えなのか、御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほどの英語教育推進事業におきまして、2020年に学習指導要領が全面実施されますので、そこへ向けて、先生方のそういった不安を感じてみえる方の解消のために、平成29年度から研修を実施したいと思っております。

もう少し具体的にお話ししますと、英語関係の塾の実際に授業ができる講師を招聘しまして、20名ほどのグループを幾つかつくり、定期的に研修を実施していくというものでございます。単に英語の能力のスキルアップだけではなくて、会話力とか、そういうことだけではなくて、

どうやって授業をつくったらよいのかという内容まで踏み込んだ研修も考えております。

さらに、なぜ小学校に英語というものが教科として位置づけられることになったのかということにつきましても、夏休みには全教員を集めて、学習指導要領の背景等も踏まえて講話を入れたいというようなことも考えて進めていきたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃられたように、6割の教員が不安を感じているということでございますが、事前にこういった取り組みを行うことによって解消できるだろうというふうに考えております。先を見通す中で、先生方が必要と感じるものは何かというのを、私どもはその前に考えて策を打って支援できるような、そういった教育委員会でありたいというふうに常々思っております。

小学校の教員は、とりわけ教科で配置されておるものではございません。全教科をやらなきゃいけないというものでございます。中学校は英語とか理科とか教科別になっておりますが、小学校の教員が英語を行うに当たって、自分がやったことがないことですので、それに不安を感じるというのは当然だというふうに思っております。教科となれば評価といったことまでついてきますので、そういったことも含めて、研修を通して繰り返し繰り返しやっていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、そういったことまで考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ちょっと時間の都合がありますので、もう一つだけに絞り込みますが、教職員の指導力向上の取り組みの充実の中で、今の英語教育、教員の6割が余り自信がないということも含まれた答弁で結構かと思うんですが、その中の6番目の中学校の部活動の社会人指導員派遣事業、これは県の教育委員会も2017年度から公立中学校の運動部活動中の事故防止や顧問の教員の負担軽減を目指して非常勤の指導員を派遣するモデル事業を始めると。これも新聞記事でございますが、「県教委がモデル事業」というタイトルで、これも中日新聞に載っておりました。その予算も県のほうは組んで対応しておるということでございますが、各市町における瑞穂市の場合の部活動への指導員派遣の今後の対応について、一言お願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、やはり教員の負担が大きいということもありまして、部活動が専門でないスポーツまで指導しなきゃいけないという顧問になる可能性もございます。そして、平日勤務以外にも土曜日・日曜日に出てきて指導ということもありますので、瑞穂市としましては、来年度へ向けて、市のほうで指導員を一括して研修を行い、そして指導に当たっていただくという形をとりたいと、今、考えて進めておるところでございます。

県の中では、ほかにまだ例はない内容でございますが、こういった市の教育委員会が委嘱するという形で、社会人指導員を委嘱しまして行っていただくことによって、自信と誇りを持ってやっていただけたらと思っております。

ちなみに集まっていた中では、県の教育委員会から2名の講師を派遣していただいて、学習指導要領にはどういうふうにして位置づけられているのかとか、あるいは体罰はなぜいけないのかとか、効果的な指導をどうするのかというような内容も踏み込んで講師を招いて講座をいただき、その講座を受講していただいた方の中で、それなら頑張っていきますという承諾書をいただいた上で認定証を渡していきたいというふうに考えております。

学校も、今までいろいろな話を校長のほうから顧問を通じてやっておりましたが、それを市で一括することによって学校の負担軽減にもつながるというふうに考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

る、たくさんの御質問をさせていただきましたが、丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

これまでの学校は、学校文化の中で成功するよい子を育てれば一定の評価が得られた、こういう現状ではないかと思うんですが、昨今の社会の変化は、少子・高齢化の進行の速さで、社会システムのほとんどは人口増加の時代につくられたものでありますけれども、今や日本は人口減少に向かって突き進んでおります。瑞穂市の場合は人口がふえているんですが、日本全体は人口減少に向かって突き進んでおります。

したがって、それら経験したことのない社会と今後どう向き合っていくか。受け身で対応するのではなく、みずから変化を起こさせるような力を持つ社会人を育てることが教育の面においても喫緊の課題ではないかと、かように思うところでございますので、教育長さん初め教育関係者の皆様方には、どうかひとつ、瑞穂の宝の子をきちんとお育ていただくことを御期待申し上げまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、順序を変えました瑞穂市介護支援ボランティア（ポイント付与付）制度導入についての質問をさせていただきます。

この質問は、平成28年の6月議会におきまして、私から質問を詳細にわたりましてさせていただいているところでございまして、その節には、市長さんには御登壇いただけませんでした。副市長には、協議会のほうでは一応計画は上がっておるが、皆さんの御意見を聞きながらシステムについて検討していくということかどうかと思っておりますという答弁でございました。そういうことを前提といたしまして質問をさせていただきたいと思います。

この制度は、その節にも申しましたように、いわゆる2025年問題、団塊の世代が2025年ごろ

までに後期高齢者、75歳以上に達することにより介護医療費等の社会保障費が急増する問題が懸念されるから、瑞穂市においては、高齢化の進行や高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進みつつある現状の中、このボランティア制度を導入したらどうかというのが提案の内容でございます。

余り時間もありませんし、今までにも何回も私以外の方々も質問に立っていただいておりますので、その内容につきましては詳しくは申しませんが、要は介護支援ボランティア活動の参加者にとってのメリット、あるいは市町村にとってのメリット、施設にとってのメリット、施設利用者、在宅高齢者等にとってのメリット等々、さまざまなメリットがありますと同時に、反対にデメリットも包含しているものではないかと、かように思うところではありますが、最近も美濃加茂市に行って面談し、研究してこられたと伺っております。担当部の課長も行っていただいたというようなことではありますが、結論から申しますと、この制度を導入するかどうか、この辺のところだけを本日はお聞きしたいと、あるいは結論づけたいと、こういうふうにして、時間の問題も含めて御答弁を願いたいと思います。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ポイント付与付介護ボランティアの御質問にお答えをいたします。

この御質問は、議員先ほど申されましたが、昨年の6月に議員のほうから質問があり、9月、12月にもほかの議員の方から御質問いただいて、この議会では3人の方からの御質問をいただいているところです。

瑞穂市で採用するに当たっては幾つかの課題があり、検討を加えて慎重に考える必要があるというふうに思っています。

社会福祉協議会の地域福祉活動計画には、28年度において検討、29年度に周知、30年度に実施ということになっておりますが、検討に当たっては、ボランティアの本質をしっかりと見きわめた上で準備をするということで、必ずしもこの計画どおりではなく、柔軟に考えるところも必要ではないかというふうに考えています。

現在、地域包括ケアシステムの構築の中で、地域が主体となって支え合う地域づくりを進めています。それには住民主体の地域づくり、協働による地域づくりが必要ということになります。このシステムの中で、ボランティア活動の方とかかわるのは生活支援制度になります。この制度は、市で設計を行って市民の皆さんが利用するのではなく、この制度を市民の皆さんと協働してつくっていくということに一つの意義がございます。このプロセスをしっかりと見える形にして住民の皆さんとの連帯感をつくるということが必要です。そのために、現在、介護保険において生活体制整備事業として、小学校区にある第2層の協議体立ち上げに向けて進めているところでございます。

この生活支援体制整備には地域の担い手をふやすことが必要になります。ボランティア活動

には、活動する方々の意思を尊重するところが源になります。地域における課題を住民みずからが把握し、課題に対して答えをつくっていくような住民同士の合意を得ることが必要となります。

校区の活動の中で福祉部門を位置づけていただくような目標を持って現在進めて、説明会を行っております。平成29年においては、さらに現状や今後の展望、課題など、市民の一人一人がどのようなことができるのかということを考えていただきながら進めていきます。

この生活支援体制の整備の中にある生活支援と、このポイント付ボランティア制度との整合性や対象者が限定されるのではないかなというような不公平感がないように、このポイントつきボランティア制度を今後とも検討していきたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

要は、結論的には、やるやらないの問題がはっきり出ておりませんが、検討していくということのようでございますが、前回の質問でも検討していくと。正直申しましてなかなか結論が出ないわけですが、何が一体全体問題なのか。役所だけで対応ができない、社協も一緒になってやっていかざるを得ないということであれば、役所、担当部、社協、3者が一緒になって協議していく項目かと、かように思うところでありますが、その中で一番重きが置かれているのは、社協の体制ではないかというふうに思うわけですね。だから、ここで、前回私が質問したときには副市長に御答弁いただきましたが、きょうは市長にちょっと答弁をいただきたいと。

一体全体何がネックになって「やる」という発言ができないのか。市長は、多分やりたいと思っていただいていると私は認識しております。御存じのように、市長は最近の岐阜新聞の「素描」の中でも、母親の看病について申し添えていただいております。だから、福祉については非常に造詣の深い市長さんだなど、このように思っておるところであります。もちろんスポーツ選手として、ラグビーのチーム15人で、一人は皆のために、皆は一人のためにという含みのある考え方もいつもおっしゃっておられますし、今回も岐阜新聞の「素描」にそれを載せていただいていると。

これをこの項目に当てはめてみても、「やる」とおっしゃっていただけたところまでもう来てしまっているのではないかと。いま一つ、何かネックになっているものがあるだけではないかなあと、このように思うところであります。

もう一つは、いろいろ市民団体から市長に質問書が、この件について大変たくさん出ておりますのと同時に回答も迫っておるところであります。したがって、先回12月の鳥居議員の質問においても、決して後ろ向きに考えているわけではございませんとの御答弁がありました。

だから、もうこの3月議会で決着をつけていただくということはいかがでしょうか、市長、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいま森福祉部長のほうからきめ細かく説明させていただいたんですが、率直に申しまして、役所というのは縦割り社会でございます。その中にありまして、とにかくこの事業を、やはり今回、老人学会、それから老人医学会でも、確かに年齢的には75歳の方々が本当にこれからは老人だと。ということは、今度逆に65歳から74歳までの方々はボランティアとして、この75歳以上の方々に対する動き、ボランティア、そういったこともできるんじゃないかなというところで、社会福祉協議会ともいろいろ話し合いました、とにかく前に進めていきたいと思いますというお話しておる段階でございます。あとは横のつながり、その部分じゃなかろうかなと思いますが、私も一部入り込めない部分も当然ございますので、なおかつ社会福祉協議会のほうからは、もう一つ、二つ、研修を行かせてくださいということで聞いておりますので、そこへ行っていただいて、なおかつ瑞穂に合う形のものを見つけ出していただけるといいかなということをお話しておりますので、そこまで返答を待っておる状況でございます。そういったところで回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

やはり何か一つネックがあるかなあと思っておりましたが、若干のネックがあって、それを解決されたらおやりいただけると、こういう認識を持ったところでございます。

時間も迫ってまいりましたので結論めいたことを申しませんが、年4回定例議会が開かれて、議員と市長との間、あるいは執行部との間で一般質問が行われ、その議会答弁の中でしばしば検討してみたい、あるいは考慮する、あるいは努力してみたいと結んで終わることが少なくありません。これは問題に対する処理を一時棚上げにして曖昧なものにし、その場の責任を逃れようとする議会戦術のあらわれではないかと、このように思うところもなきにしもあらずでございます。

しかし、公開の議場におけるこの言葉は、市長が議会を通して住民に約束したものでありながら、その後はこの言葉に対する責任を忘れ、全てがその場限りで終わったかのような態度が見られがちでございます。

昨今、国会におきましても、いろいろな答弁が問題になっております。ぜひひとつ責任ある御答弁を願いたいと同時に、これまでの定例会の議員の一般質問に対し、必ず調査の上、検討したいとか、何々機関に連絡して調べたいとかという答弁がしばしば返っており、特にこのこ

とが面倒になり、複雑化すればするほど調査・検討の言葉をつけ加え、その場の答弁を終わらせようとする姿勢が見られる。これは関係近隣市町においても同様なことかと思えます。

かりそめにもこの調査・検討という言葉を故意に悪用し、濫用して公の議会の答弁を逃れ、中途半端なものにし、その後、何ら報告することなく頬かぶりをしようとするなら、それはやはり無責任な態度というほかありません。住民の代表者である議員の質問に対して、最後まで誠心誠意を持って事に当たり、責任を負うところに市政の発展が期待されるわけであります。住民の信託に応えることになる次の定例会までに、例えば6月議会、決算議会ですね。検討事項の経過を報告するかというようなことをお約束いただけたらありがたいと。

さらに議場における議員の一般質問は、1年間にわたりまして相当の件数に及んでおります。中には、行政執行に当たって貴重な建設的な提言も少なくない。一般質問は、地域住民を代表する議員の活動にとっては、執行機関を監視する議会の機能から見ても極めて重要な意味を持っているのでありまして、各所各部ごとに直ちに措置したもの、あるいは二、三年はかかるもの、何々計画に組み入れたもの等々、いろいろなことが分類されますが、おおむね6月議会に報告するよう希望いたしまして、全ての私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時再開にします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

5番の小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

発言通告は5点でございますが、まず1つは保育所の民営化の問題、2つ目は就学援助の拡充、3番目は株式会社岐センの工場排水について、4番目はみずほバスの改善について、5番目、国保都道府県化の問題について質問させていただいております。

以下、質問席にて行わせていただきます。よろしく願いをします。

まず最初に、保育所の民営化の問題についてお尋ねをしたいと思います。

平成27年3月に瑞穂市子ども・子育て支援事業計画、これは5カ年計画でございますが、策定をされております。この計画の法的な位置づけでは、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村の行動計画を定めたものだというふうに思います。また、これを策定するに当たっては、市民のアンケートも実施をされておりますし、子育て市民会議でも審議をされて策定されております。

そこでお尋ねをしたいと思いますけれども、今回、公立保育所の廃止と民営化を進めておら

れますけれども、私はこの事業計画の中には、公立保育所の廃止と民営化を検討する、そのことについての文言は一言も触れられておりません。そもそも市としての民営化を行うという検討がないと、こういう事業を進めておられるわけですけれども、その点でのお考えはどのようなことか、答弁をしていただきたいと思います。教育次長にお願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、平成27年3月策定の瑞穂市子ども・子育て支援事業計画では、今後の方向性として、3歳未満児の待機児童の解消のために、民間保育所の誘致活動の実施とか地域型保育の確保、それから認可外施設の認可支援を検討していくこととしております。議員の御質問のとおり、公立保育所の民営化には触れておりません。

しかし、この問題は、現在直面している待機児童の解消に向けて緊急に取り組まなければならない重要事項であることは議員の皆さんも御理解いただけていると思いますし、地域市民の方も、民営化の問題もあるでしょうが、一刻も早く待機児童を解消することを望まれていると思います。

民間事業者の誘致方法としては、穂積保育所は土地の無償貸与を条件に保育所の建てかえ整備を計画しているところですが、この保育所整備計画案については、現在、パブリックコメントや保護者への説明会等で周知を図っている状況です。

保護者への説明会は、在園児、新入園児も対象に行いましたが、全員が参加されたわけではなかったので、改めて新年度にも説明会を開き、理解を得たいと考えております。また、瑞穂市子ども・子育て支援事業計画につきましても、平成29年度で3年目になることから、次世代育成支援対策協議会を開催いたしまして、改めて計画の見直しを行いまして、整合性を図っていく予定でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、見直しを行っていくと言われましたけれども、この事業計画についてもう一点、お尋ねをしたいと思います。

今、保育所の待機児童を解消するということが喫緊の課題だと言われましたけれども、この事業計画の中で29年度の未満児の保育の量、これは見込み量というふうに言われるわけですが、一体何人なのか、お答えをしていただきたい。

同時に、現在未満児保育が必要だと、このように認定をされているお子さんが何人おられるのか。また、ことし4月1日入所の申し込みをされて始まっておるわけなんですけれども、この入所申込数について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 平成27年3月策定の瑞穂市子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度の3歳未満児の保育を必要とする量の見込みは270人と計画しておりました。しかし、現状では、平成29年3月1日時点での認定者は421人で、4月1日入所の申込者数は395人と、3歳未満児の保育の需要は想定以上に伸びている状況です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、いわゆる見込み量の見直しが必要だというふうに受けとめさせていただいてよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） はい、そのとおりで、早速この見直しを行わなければいけないと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、その見込み量の見直しについて質問させていただきたいというふうに思います。

本来でありましたら、この見込み量といいますのは、それぞれの小学校区ごとの必要な保育量を明確にして進めていくことが必要ではないかなと思います。これが実は曖昧になっておるのではないかなというふうに思うんですね。その見込み量に基づいて、では、どのように確保していくのかというこの保育所の整備計画、これが本当の整備計画だと思いますけれども、これが不問に付されている。見える化は進められる一方で、保育所の整備計画が、本来なければならぬものがないというふうに私は思うんですけれども、こういう状況のもとで民営化を進めても待機児童は解消されないというふうに私は考えますけれども、どのようにお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この見直しの手順としては、議員の御指摘のとおりだと思います。

市としては、まずは早急に待機児童を解消したいと考えております。そのため、議員の皆さんに保育所・幼稚園整備方針を御説明させていただきました。全小学校区に保育所の設置と未満児保育の実施を進める方針を出し、あわせて民間事業者の導入についても御説明し、御理解を得て進めてまいりました。

また、新年度からは小規模保育所でも受け入れを開始しますが、解消にはまだ至っていない状況です。根本的な未満児の待機児童解消策は、穂積保育所や牛牧第一保育所の建てかえと、生津小学校区内に保育所の新設整備を行うことで解消されると考えております。これは何度も申し上げているとおり、穂積保育所や牛牧第一保育所には未満児を預かる施設が整っていない

ということから、全ての小学校区に未満児を預かる施設整備をされれば、市全体として、この待機児童が解消されると考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、ぜひその見込み量を早急に検討していただいて、見直すとおっしゃいましたので、ぜひ議会のほうにも報告していただいて、議論をさせていただきたいなというふうに思います。

次に、今回の民営化で穂積保育所、これは土地があるので早急に進めるというふうにおっしゃっておられますけれども、これに対するいろんな疑問やら不安が出されているというふうに思うんですね。それにどう対応されるのかという点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、平成24年に穂積保育所と牛牧第一保育所、保育所の大規模な改修が行われているというふうに思うんですけれども、実は穂積保育所の場合には、民営化した場合に、平成30年度に穂積保育所の園舎を壊すという方針を出されておりますけれども、それで市民の税金が適切に使われているというふうに考えるかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 平成24年の穂積保育所の改修は大規模改修ではなく、建物の補強工事を行ったと。穂積保育所は、かねてから園舎が老朽化していて建てかえを想定しておりましたので、大規模工事はしておりません。未満児の待機児童を解消するため、民間活力を導入し、未満児保育が実施できる保育所として整備したいと考えております。民営化に伴う疑問や不安については、保護者説明会や地元説明会等で御意見をお聞きし、保護者の不安が解消できるよう、丁寧に説明して理解を得てまいりたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 2つ目をお尋ねしたいというふうに思います。

穂積保育所ですけれども、穂積保育所に入所を申し込むときには公立を廃止すると、民間に移行すると、こんな話は全然聞かされていないまま入所することになるわけですね。しかも、このお子さんは、ことし4月に入所するお子さんといいますと、年長になって民間事業者に移行することになります。そんなことなら、私、考えなきゃならんという方もお見えではないかなというふうに思うんですね。そういう進め方については、父母の皆さんとの信義、信頼関係ですね、それを大きく損なうことにならないかということについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 御質問のとおり、穂積保育所は新しい施設ではありませんが、公立の保育所であることや、園の雰囲気、先生の子供に対する接し方、それから地元の保育所としての愛着など、選択肢として選んで入園された方も多いと思います。そのため、2月18日には、穂積保育所保護者説明会を実施して民営化について説明をさせていただきました。それから2月27日には、自治会連合会理事会の場でも保育所施設整備計画案について説明し、穂積小学校区、それから牛牧小学校区、生津小学校区の自治会長さんにも御理解を得ましたので、それぞれの小学校区での説明会を進め、地域の方への理解を得ていきたいと思っております。

また、民間事業者の保育園となっても保育の質やサービスを低下させないように、事業者を選定したいと考えておりますし、保育所長会や保育士の研修会を公立・私立一緒に開催し、市内のどの保育所でも同じ保育を受けられるようにしたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、そういう点では、大変お母さん方、お父さん方は不安になられるというふうに思います。例えば年長になって、保母さんもかわってしまうんですね。事業所も変わってしまうと。あと1年で小学校に入らなきゃならんというときにどうするのかということで、こういうふうなお話も郡の協議会でお聞きをしました。

臨時採用の保母が希望すれば、引き続き民間事業者を採用してもらうよう働きかけるというふうにおっしゃっておいりましたね。しかし、これは、その保母さんが引き続きそこで同じ子供さんを見たいので雇ってくださいと、これが条件なんですよね。ですから、その保母が希望しなければ、結局のところは、そのお子さんは担任の保母もかわってしまうし、事業所も変わってしまうと。そういうことでいいますと、安心と言われましたけど、その保証はどこにもないというふうに考えるのが当然のことではないかなというふうに思います。

そこで、次にお伺いしていきたいというふうに思います。

間もなく民間事業者の募集、選定が実施されるというふうに思いますけれども、営利を目的とする企業の参入が可能になっております。ですけれども、この営利企業といいますのは、リストラや倒産で事業の撤退が、全国でも大きな問題になっていることは周知の事実だというふうに思うんですね。もし、撤退ということになれば、子供たちというのは、突然保育所の受け入れ先を失うこととなります。瑞穂市でも、そうしたリスクが当然予想されるわけですが、こういうことについてどのように対応されていくつもりなのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） その件につきましては、まず公私連携保育法人選考委員会で、保育園を継続的かつ安定的に運営する能力を有する事業者を選定することが重要だと考えておりま

す。次に、協定締結事項に基づき第三者評価を受審していただき、健全経営に努めていただく。要は市民の目からも監視をすると、こういうことを考えております。

それから経営不振などで撤退となる前に未然に防げるよう、市としても関与していきたいと考えております。園の経営についての指導にも市はかかわっていきます。仮に協定違反した場合には、改善計画等を提出していただき、速やかに改善できるよう指導していきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、瑞穂市の公立保育所では、支援を必要とするお子さんが入所する場合、例えば発達障害があるとかね。そういうお子さんが入所される場合には、加配の保育士が配置をされております。私、そういう点では、たとえ今後、民間事業者が保育を行うという場合でも、そういった点を検討して事業を進めていくという点は非常に大事なことだというふうに思うんですけども、その点での市のお考えと伺いますか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在、公立の保育所で実施している支援を必要とする子供への対応としては、加配保育士の配置だけではなく、保健師による未満児訪問の実施や臨床心理士訪問、それから健康推進課や療育センターとの相互連携などを実施しています。私立保育所においても同様に、幼児支援課の保健師を通じて支援が必要な子供の保育に関する相談を受け付け、必要な支援がスムーズに受けられるよう、健診担当や療育センターとも連携、支援していきたいと思っております。

現在、公立保育所で実施している臨床心理士訪問につきましても、事業者からのそういった御意見があれば、同様に実施していきたいというふうに考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、この点では、公立保育所の大きな役割を果たしてこられたなあというふうに思うんですね。今、そういったお子さんにとって何が不安か伺いますと、民間に移った場合に、引き続き保育所に入れるのかというのが大変不安だというふうに思うんですね。

私、今度できました子ども・子育て支援制度と伺いますのは、従来のあり方と大きく変わっております。これはどういうことか伺いますと、今までは市と父母の皆さんというのは契約でございました。ところが、この子ども・子育て新制度のもとではそれが変わって、保育を行う事業所と父母との直接契約になっておるわけですね。そうしますと、果たして発達障害の子が引き続き入所できるかどうか。そういう点では、結局のところは事業者の裁量に任されてし

まうのではないかなというふうに思います。あるいは、最初から入所を断られてしまう懸念も持たざるを得ないというふうに思います。ですから、これが民間に移行した場合には、公が担ってきた保育の質を低下させてしまう懸念が、私はあるのではないかなあというふうに思うんですね。

そこで、教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今回の民営化方針で保育料は変わらないというふうなことが言われておりますけれども、保育料等を含めて経済的な負担はふえないのか。また、今お尋ねをしましたけれども、民営化しても保育の質が低下しないというふうに言えるのかどうか。また、そうした不安にどのように応えられるのか、教育長のほうから答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 保育所の保育料は、公立・私立ともに保護者の市民税課税額により市が決定します。そのため、民営化しても保護者の所得や基準が変わらない限り保育料は変わりません。延長保育料など保育料以外の費用につきましては、保護者の負担が過多とならないよう、事業者と協議していきたいと考えています。

次に保育の内容についてですが、保育所の基本運営は、公立・私立ともに国が示す保育所保育方針に沿って運営されていますので、保育方針や保育内容が大きく変わることはありません。民営化する年度には、引き継ぎ期間を設けて、現在の遊びの内容や行事等を引き継いでいくなど、子供たちに混乱が起きないように配慮していきたいと思っています。

また、民間事業者の公募に当たっては、バランスのよい保育士年齢構成となるよう、実務経験3年以上の保育士がおおむね3分の1以上含まれることを公募条件に盛り込みたいと考えております。研修についても市が関与し、保育士研修を合同で実施し、公立保育所と同じ水準となるよう、保育士の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、公立保育所から民間になされまして保育の質が低下しないかと、こういう点で、障害のある子たちが引き続いて安心して民間の保育所に通えるかという点では、懸念があるということ指摘させていただきましたけれども、同時に待機児童を解消するという点で、例えば認定こども園の場合ですと、未満児保育を行う法的な義務はないんですね。こういう中で、未満児の保育の定員数が一体どれだけふえるのかと。そういう点では、あくまでも民間事業者の裁量次第だというふうに思うんですね。私、こういう点でも民間任せになってしまうのではないかなあというふうに思います。

保育士の待遇改善も深刻な問題ですけれども、これも公立の果たすべき役割が私はあるというふうに思うんですね。ですから、瑞穂市が率先して待機児童解消に取り組むのであれば、瑞

穂市の保育の実施義務、これを民間の事業者にお任せするというのではなくて、公の責任、役割をきちっと果たすことが必要ではないかなというふうに思います。

きょうは、このために認可保育所の整備計画をきちんと確立をすると、これが一つではないかということを質問させていただきましたし、また保育の質の低下を招くような公立保育所の廃止ではなくて、維持、拡充することが懸案の待機児童を解消する上でも、私、大変急務ではないかなということを指摘させていただきました、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

次は就学援助の問題でございますけれども、12月の議会で就学援助の質問をいたしました。就学援助を受けられる家庭の認定基準要綱の見直し、あるいは周知方法の改善、また入学準備金の支給についても検討を約束されました。その後の検討、また改善がどのように行われているのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小川議員御質問の、就学援助制度の拡充についてお答えをさせていただきます。

12月の議会におきましても、就学援助者の人数については答弁させていただきましたが、その時点で受給されている人数は89人でした。そのときに就学援助の周知方法にも課題があるということについて答弁させていただき、年明け早々、3学期の初めに周知する旨お答えいたしました。まずこの点について報告させていただきます。

早速、3学期の始業式に案内文書を配付して、各学校において周知を徹底するようお願いさせていただきました。すると、1月、2月の2カ月間で新たに25名の対象者による申請がございました。改めて周知方法の重要性を教育委員会としては認識をさせていただいたところでございます。

今回は3学期の始業式という時期に文書配付という方法で行いましたが、今後は、今までやっておりますように就学時健診、入学説明会だけではなく、今回のような学期の節目ごとにも案内を配付するなど周知を図っていきたいと考えております。と同時に、例えば学校のホームページ等にも掲載するなど、いろいろ方法は工夫しなければいけません、日常的にも申請ができるような仕組みづくりにも努めていきたいとは考えております。

このように、今後はさらに確実な周知を徹底すること、日常的な申請ができるような取り組みを行うことで、就学援助者の確実な拡大を図っていきたいというふうに考えております。

基準等の見直しにつきましては、他の市町の就学援助の詳しい状況、あるいは課題、そういったことについて、具体的に今後調査を始めていきたいというふうに考えております。

2つ目に、入学準備金の支給についてでございます。これも12月議会で答弁させていただきました。

各中学校においては、PTAの方が主体となって進めてみえる制服などのリサイクル活動が
ございます。ただ、これは今までその対象者が在校生でございました。これを新入生まで拡大
していただけるよう取り組みを始めていただいたところでございます。ですので、現在、小学
校6年生の就学援助者を対象に、入学のときに必要な制服であるとかかばん、そういったもの
に関して、リサイクル品の活用により援助ができるよう希望調査を始めたところでございま
す。きょう現在、2名の保護者から申し出がございました。中学校の協力を得まして、制服や体操
服、ジャージなど、まとめてお渡しをさせていただいたところでございます。

今後もPTAの活動が定着し始めたので、制服等のリサイクル活動につきましては、学校教
育委員会も協力して、この仕組みを一層きちっと確立していきたいというふうに考えておりま
す。

このように準備金だけではなく、物品の提供により多くの対象者に援助ができることも大切
かというふうに考えておりますが、入学準備金の支給につきましても、先ほどの就学援助と同
様、近隣の市町の詳しい状況、課題について本格的に調査を始めたいと考えております。以上
でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

就学援助の拡充は、本当に行政の責務だというふうに思いますので、ぜひその検討を進めて
いただきたいというふうに思います。何よりもお金の心配なく、どの子にあっても学校に通っ
ていけるということが大事ですし、貧困の連鎖を拡大するようなことではいけないというふう
に思いますので、ぜひその点から拡充の検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の項目でありますけど、株式会社岐センの工場排水についてお尋ねをいたしま
す。

株式会社岐センの工場排水の水質については、この間、環境部としても水質検査が行われて
いると思うわけですが、その水質検査の結果はどのようなものか。また、この間、改善
されてきておるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

岐センのほうでは、年2回の公的機関による水質検査及び毎週1回の会社独自での水質の測
定、また岐阜県の岐阜地域環境室による定期的な立入検査が実施されております。この中で水
質的には基準値を下回っており、問題はないと聞いております。しかし、見た目に白い浮遊物
等が流れているなどの問題がありましたので、岐セン工場内に、平成26年12月には余剰汚泥除
去のためマイクロフィルターを設置されました。また、翌年の5月には汚泥回収率向上のため

反応槽を増設しまして、浮遊物の回収率を上げていただいていると聞いております。これによって排水の質は改善されておまして、検査結果も良好であると聞いております。

また、先日、岐センの担当の方が環境課のほうへお見えになりまして、ことし、つい最近ですね。3月の上旬にはさらに浮遊物の回収率を上げるために排水経路をちょっと改良しまして、長くしまして浮遊物の回収率を上げるため、工事を完成させたと聞いております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 水質の改善が図られておるという報告がございました。同時に、私、あの現場を何回も見ておりますけれども、糸貫川が水質基準を超えているということで、その糸貫川の状況と本当にうり二つなんです。これは、岐センから出される排水によってバクテリアが沈殿をして、そして相当広範囲に河川が汚れてしまっておるとするのは、見た目からも明確だと思います。

ですから、去年も私、お伺いしたんですけれども、この排出物を清掃することが必要だと思うんですね。その点で去年は排出物をバキュームカーで清掃するという事をお聞きいたしましたけれども、これは行われているのか。また、今後行われる予定があるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 排水路に堆積しているものなんですけれども、こちらは工場からの排出物ではなく、底に発生した、おっしゃられたような藻の一種と聞いております。

また、昨年5月にお話しさせていただいた件ですけれども、岐センのほうに伺いまして、その内容をお伝えさせていただいた件だと思っておりますが、水路の堆積物をすぐにバキュームカーで清掃するというお話をさせていただいていたのではなかったんですけれども、状況に応じてしゅんせつを行っていくということを考えておられたということでした。小川議員のほうには、ちょっとうまいこと伝わっていなかったかもしれませんが、申しわけございませんでした。

それで、岐センでは、平成26年12月に1度、放流先の水路のしゅんせつを行っておりまして、以降はしゅんせつを行っていないと聞いております。前回、26年の12月に行ったしゅんせつの結果が余り思わしくなかったということもありまして、定期的なしゅんせつを行うことはなかなかできないようなんですけれども、慎重に判断した上でしゅんせつを行っていきたいと考えておられるようです。

また、平成28年の1月と10月に、地元の自治会長、区長に対しまして説明会を行っておりまして聞いております。その中では、自治会長のもとにはもう苦情のようなものではなく、岐センの会社へも直接個人的な苦情などは届いてないということをお聞きしております。また、今後、何か異

常やお気づきのことがあれば、また会社へ連絡いただければ、すぐ対応させていただきたいとおっしゃっておられました。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私、何回も現場へ行きましたと言いましたけれども、とてもあれでいいというふうに思えないですね。水質の基準が仮に下回っておったとしてもですね。これは現場を見えられた人ならどなたでもおっしゃるといふふうに思います。

私、その点では、一企業の問題ではありますけれども、企業の社会的な責任といいますか、信用といいますか、ぜひ私はそういう点からいっても清掃を行うと。繰り返し行わなきゃならんということは言いませんけれども、あれだけの排出物があって、たまっておって、見た目でもこれはおかしいぞと住民の方もおっしゃっているわけですので、私はやっぱり、これは清掃を行うということが必要だということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に4番目の質問項目の、みずほバスの問題についてに移らせていただきたいというふうに思います。

昨年8月と9月に、みずほバスの改善の件で市民アンケートが実施をされております。私、この市民アンケートは大変広範囲に郵送で送られて、本当にそれ自身、大変いいことだなあとこのことを思っておるわけですが、その後、市民アンケートに基づいてどのように改善していくのか、その点が今は大事ではないかなあというふうに思います。高齢者のタクシー助成制度のことも、この質問の中でたびたび取り上げさせていただきましたけれども、同時にこのみずほバスが、今のままでいきますと、通勤や通学には使えないんですね。不便だと、こういう声を私はたくさんお聞きをしております。

名古屋へ通勤をされる方にとっても、なかなか早朝の便が少ないので間に合わない。あるいは夕方以降の便も少ないので、穂積駅に帰ってきてもうちまで帰っていけれえへん、こういう現状があります。

それからもっと深刻だなあというふうに思いますのは、女子高校生なんですよ。これもバスがなかなか使えないので、どうなっているかといいますと、お母さんが毎日毎日車で送っていくんですよ。送っていったらどうなるかといったら、帰りもまた迎えに行かなきゃいかん。そういうことを毎日毎日やらないかんのですよ。

ですから、そういう点では、そういう市民の皆さんの御苦勞といいますかね。通勤・通学にちゃんと使えるようにしてくれと、こういう皆さんの思いに応えることが非常に大事だなあというふうに思いますけれども、このみずほバスのこの点での検討の状況がどのようになっているのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのみずほバスにおける現状について、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるように、ことしの8月、それから先ほど9月とおっしゃいましたけれども、8月・9月におきましては、穂積駅から北の部分について、JRから北においてですけれども、12月にはJRから南においてアンケート調査を実施しております。全部で5,300世帯に郵送でお願いし、約3分の1の世帯から回答をいただきました。その結果から報告をさせていただきます。

まず、みずほバスを利用している人は全体の12%程度でありました。地区別では、穂積小校区が最小の7%である一方、西小、中小、南小校区は平均より高く、14%から21%となっています。これにつきましては、居住地と穂積駅との距離に関係しているものと考えております。

なお、全体で12%の人が利用しておりますが、これは年に数回利用している人まで含んでおり、月に1回以上ですと全体の4%、週に1日以上ですと全体の2%という結果になりました。

利用していない88%の人に対して今後の利用意向を聞いたところ、その42%の方が「運行状況によっては利用したい」と回答していることから、潜在的な需要はあるものと考えております。

続いて、その「運行状況によっては利用したい」と回答された方に利用するための条件をお聞きしたところ、要望順位の1番が「バス停をふやす」で49%、次いで「最終便を遅くする」が27%、「始発便を早くする」が16%の割合となっております。その利用目的については、「買い物」が最も高く55%、「通勤」は17%の割合となりました。

また、郵送でのアンケート調査とは別に、実際のみずほバスを利用している方を対象にアンケート調査も行いました。この調査は、調査員がみずほバスに乗り利用者に直接ヒアリングする方法で、今年度の9月26日から1週間連続して行いました。その結果も報告させていただきます。

利用者層については、60代以上が3割強、そして20代以下も3割強であり、この20代以下の利用者数の割合の高さにつきましては、一般的なコミュニティバスには見られない状況となっております。

乗降場所につきましては、朝は大部分が穂積駅前であり、夕方は穂積駅前から乗られるという方が多い状況となっております。また、3路線全てにおいて、利用者の半数以上がみずほバスを片道しか利用していないことも判明をいたしました。

以上、2つのアンケート調査より、朝や夕方、特に夕方以降の便をふやしてほしいという定量的な結果を得ることができました。

続きまして、みずほバスの始発便、最終便の現状について御説明します。

現在、始発便は穂積駅前を6時35分から6時45分に出発し、7時25分前後に到着、最終便は

穂積駅前を18時40分から18時55分に出発し、19時30分前後に到着となっています。利用者数につきましては、先ほどみずほバスの調査から、平日の3路線の平均で、始発は14.1人、最終便は5.3人となっております。

ところで、みずほバスを3路線全て1便ずつふやすと想定してその費用を見積もりますと、事業者単位をもとに単純計算しても年間650万円以上の増額となります。先月14日の議員研修会で御説明申し上げましたとおり、現在、みずほバスの運行を岐阜乗合自動車株式会社、通称岐阜バスさんに委託しておりますが、現在の状況をお聞きすると、ドライバーの不足で賃金を上げなくてはドライバー確保が難しい状況であり、運行経費につきましても、マスコミでも取り上げられましたが、ドライバーの長時間勤務による事故や車両のトラブルの発生等、安全対策に多額な費用を要する状況であり、運賃収入と国及び県の補助金を差し引いても、市からの負担の上限であります3,660万円では不足し、年間1,600万円以上の赤字を岐阜バスさんに負担いただいているのが現状でございます。

岐阜バスさんにつきましては、一民間会社であることから、幾ら公共交通を担う事業者といえども、今後そのような赤字の負担をお願いすることは不可能であることから、平成29年10月から適用する負担の額について、岐阜バスさんの路線バス事業全ての市町が、現在、交渉中であるところです。

以上のことから、公共交通にかかる費用が増大する中、単純に1便ふやすのも難しいのが現状であります。みずほバスの再編を予定しておりますが、再編案を作成次第、議員の皆様にご説明するとともに、市民向けの説明会やパブリックコメントを行い、再編を考えていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） みずほバスの問題については、引き続きまた議会にもぜひ報告していただきたいし、議論もさせていただきたいというふうに思っていますので、引き続きその改善を求めていきたいというふうに思います。

次に5番目ですけれども、国保の都道府県化の問題についてお尋ねをいたします。

まず、平成30年からの県の国保の都道府県化が行われるわけですけれども、今回、仮ではありませんけれども、県納付金の試算が出されております。仮にその納付金を想定した場合には、この30年度から国保税の引き下げが必要になるかどうか、お答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の国保の都道府県化ということについて、税の改正が必要かというところで御質問いただいた件についてお答えをさせていただきます。

議員の発言のとおり、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体を県が担う県単位化が実施され、県内市町村は県へ納付金を納めることとなります。去る2月開催の瑞穂市国民健康保険運営協議会において、県への納付金の仮算定資料をお示しし説明しておりますが、この資料は、今後想定される算定方法などを説明するために配付させていただいたものでございます。

国民健康保険税に関することは、市の例規でも定めておりますとおり、国保運営協議会に案を出させていただき審議をしていただく必要がございますが、今回の審議会では、あくまでも試算方法の概要などを説明させていただいたにすぎず、即国民健康保険税の改正を協議・検討していただくものではございませんということを御報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 文教の委員会でも課長さんがおっしゃっておられましたけれども、もしそれを仮に想定した場合には、保険税の引き上げが必要になると。約11.1%と言っておられたかね。そういうふうな試算だというふうにおっしゃっておられました。私、そういう中で、瑞穂市がどうしていくのかということが非常に問われるところだというふうに思うんですね。1割も上がってしまったら大変なことになりますよね。ですから、その点での対応が本当に重要だということを申し上げますと同時に、国保税を滞納されてみえる方が約2割近くおられるんですね。こういう方々はやっぱり低所得者の方々だというふうに思うんですね、なかなか払えない。一方で、資産を持っておられる方にとっても、やっぱり資産税の二重取りじゃないかと、固定資産税も取られておると。こういうことで、国保税が重過ぎるというような市民の皆さんの思いだというふうに思うわけです。

ですから、私、改めてお伺いしたいというふうに思いますけれども、一体全体、今の国民健康保険税の負担というのは本当に限界、あるいは重過ぎる、そういうふうに市民の皆さんは感じておられると思うんですけども、一体どのような認識を持っておられるのか、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 大変厳しい御指摘をいただいているところでございますけれども、既に実施されています軽減措置として、保険税の法定軽減基準の引き上げを段階的に既にされておるわけですが、それにより軽減対象が拡大となっていることなどから、所得の少ない世帯では保険税が引き下げられているという状況でございます。世帯の状況ですとか考え方によって捉え方はさまざまございましょうが、御理解をいただきたいと考えております。

平成27年度の決算等では、繰越金が増額となっておりますし、基金積み立ても保有しておるところでございますけれども、平成30年度からは、先ほどもありましたような国保事業が県単位化として見直されるということも視野に入れまして、慎重な運営等が必要であるというふう

に考えているところでございます。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5 番（小川 理君） 私、改めて申し上げますけれども、市民の皆さんが負担が重いということにしっかり耳を傾けていただきたいし、保険税は引き下げる財源もありますので、先ほど都道府県化のことを言われましたけれども、都道府県化に当たって、国からの1,700億円のお金もそれぞれの市町村に配付されておるんですよね。これは活用すれば、少なくとも保険税の引き下げが可能だということもはっきりしていると私は思います。

また、基金の問題もあわせて申し上げますけれども、一体全体この基金をどうしていくのかと、そういう検討がされておるのかと。都道府県化に向けてですよ。私、そこもきちっとぜひ検討していただいて、その方針を議会のほうに示していただくように、改めてお願いを申し上げますというふうに思います。

最後になりますけれども、この都道府県化の問題にかかわる問題でございます。

新たに都道府県化に向けて保険者努力支援制度が設けられておりますよね。これはどういうものかといいますと、それぞれの市町村に保険料の収納率を上げなさい。また、滞納処分を互いに市町村に競わせると。そのことによってどういうことになるかといいますと、交付金をたくさん出す、あるいは少なくする、こういう圧力をかけるわけですよ。

私、これ全体のパイというか、交付金の金額が決まっておりますので、これをやられたら本当に際限のない強引な取り立てが横行してくると思うんですよ。とりわけ赤字である自治体にとっては交付金が欲しいですから、そういうところに走らざるを得ないというのが、この制度でございますけれども。したがって、こういうことはやめなさいと。県に対しても、私、物を言っていく必要があるのではないかなあと。これをこれでよろしいということになったら、本当にそれぞれの市町村、それぞれ自治体が自分の首を絞めると、こういうことになってしまうということは明確だというふうに思います。ですから、こういうやり方はどうなのかという点での答弁をお願いしたいというふうに思います。

同時に、これまでも財産の差し押さえ、預金の差し押さえの問題を取り上げさせていただきましたけれども、本当に市民の皆さんの生活に配慮したことが求められております。そういう点でそれぞれの職員の方の経験だけではなくて、しっかりとしたマニュアルをつくっていかねばいけないんじゃないかなあとということを申し上げてきました。それに対して、そういったマニュアル、つまり要綱をつくっていきたいというふうに答弁をされておりますけれども、その見当もどのようになっておるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず1点目、努力支援制度の導入についてでございますけれども、

市町村に対する努力支援制度が厚生労働省から示され、その評価指標等の候補が示されています。これに対して全国の市長会では、制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講ずることなどを含め、提言を作成し、既に市長会から国のほうに提出されているということで、そういう働きかけもしております。

それから、先ほどの御指摘もありました徴収方法等についてのマニュアルでございますけれども、まだ未定稿ではございますが、こちらのほうに作成をさせていただき、まだ私も精査中ではございますが、おいおいこのようなことを実現してまいりたいというふうに考えておりますし、適切な収納対策を推進していきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

未定稿ということでもありますけれども、またそれをつくっていただいて、議会のほうに報告していただきたいというふうに思います。

最後に、私、国民健康保険税は都道府県化の中で、これが干上がる可能性が大きいということをおし上げておきたいというふうに思います。負担も本当にぎりぎりのところで頑張っておられますので、市民の皆さんが自分の生活をきちっと守っていく、その上で妥当な保険税を払えるようにしていく。私、そのことが市の責務だと、国保を運営していく基本だということをおし上げておし上げて、私の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後1時15分から再開をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番の森治久君の発言を許します。

森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより4点につき一般質問を始めさせていただきます。

通告の順番が若干変わる中で行わせていただきますので、執行部の皆様には御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

まず1点目に背割り水路について、2点目に地域包括ケアシステムの進捗状況について、3点目に穂積駅拠点化構想の今後について、そして最後に4点目、平成29年度予算と財源確保についてでございます。

詳細の質問は質問席において行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは1点目の質問をさせていただきます。背割り水路についてでございます。

この質問は、以前も一度、二度させていただきましたが、瑞穂市においては、背割り水路において6メートルの道路幅員を設ける中での計画が立てられている地区、地域がございます。そちらの道路整備計画が立てられた経緯と経過を、まずお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 背割り水路を使った道路計画につきましては、穂積町が都市計画区域の指定を受けた後、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われたことで、その市街化区域の中で国・県からの宅地供給の整備手法として土地区画整理事業の推奨がございましたが、その間に土地改良の事業で圃場整備が進んでいる地区が多かったものですから、さらに土地所有者の減歩を伴う土地区画整理事業を進めるには消極的であったことから、既存道路の拡幅や背割り水路の道路化を推し進めることで土地区画整理事業による面整備実施と同等の水準で東西道路の配置ができることから、昭和50年代から長期計画をして進められてまいりました。

この道路の計画に基づきまして、宅地造成時に地権者の御協力をいただいて用地を取得しておりますが、任意の計画でもあり、法的拘束力もないことから、この御協力が得られないケースもございます。道路整備につきましては、平成20年度に1路線を実施したのみでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、部長のほうから経緯、経過をお聞きして、その点につきましては理解をさせていただいたところでございますが、また整備の現状ということでは、今現在では1路線にとどまっているという御答弁をいただきました。

今後の整備計画、要は背割り水路というのは田んぼと田んぼの間の水路でございます。当然、市街化区域においても、まだ今現在も田畑であるところが多くございますので、そのあたりも整備計画が進んでいない理由であるかもわかりませんが、今後の整備計画をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市計画法に基づいて、民間によって開発許可により築造される道路というのは市が管理引き継ぎをしているわけですが、行きどまりが多く、今回の議会でも道路認定の議案の中でもそのような事例がございます。この背割り道路が整備されることによって行きどまりの道路がつながり、道路の行きどまりが解消されると思いますので、市道認定をする、それらの道路も生きてまいります。

今後も、宅地化の状況を踏まえ、道路整備をしていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今後も適切に進めていくという御答弁でございましたが、なぜこのような御質問をさせていただいたかといいますと、以前も同じ理由でございますが、最近、その地域の方から、私のところは市が指導される中でお願いされたから、水路センターから3メートル後退したところに擁壁を立てて、そしてまた壁面後退が定められておる条件に従って家を建てたというふうにおっしゃられる方がおられるんです。そんな中で、あそこは何で水路ぎりぎりに建っておるのやろうね。私のところだけで、ほかのところ、何か最近見ておると、皆さんは全然後退されておらへんけど、どういうことやろうねというお尋ねがあるわけでございます。それは私も知る限りのことで、先ほど部長も御答弁されましたが、この道路計画が任意の計画であり、また拘束力がないということで、指導、お願いだけで今進んでいるのがこの道路計画でございます。

そんな中で、当然、建築確認のほうの上位法は県の許認可でございますが、こちらにおいて県は、当然認可をおろすわけでございますので、水路ぎりぎりで建てることを承諾されるということで、今のような現状が生まれてきているかと思えます。

それで問題は、将来的に部長がおっしゃられるように、道路がない、行き当たりの道路、また東西道路は、瑞穂市市街化区域、区画整理がやっていない地域においては、東西道路は100メートルに1本がある程度でございます。そうであれば、もう一つ道路ができることを望まれて、自主的に後退され、また開発業者においても、アパートなんかは全然後退されて建設されるのが大体かと私も見ております。しかし、開発事業においてはぎりぎりまでで、指導であるゆえに後退されずに建設をされて、無秩序な状態で住宅等が建設されているのが今の現状でございます。

やはり今後、本当にこの道路計画を進められるのであれば、何らかの手はずが必要であり、今抱える現状での問題、課題点はたくさんあると思えます。その問題、課題についてどのようにお考えであられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど来、穂積町のお話をお話ししましたが、土地改良で圃場整備をした、その後に市街化区域が定められ、その次に土地区画整理等、土地の整備がされていけばよかったわけなんですけど、なかなかそこに追いつかないというような状況で、現在も議員御承知のとおり、土地改良でできた道路は、私ども毎年毎年、道路新設改良ということで多くの予算をとって、現在の道路の拡幅を今追っているという現状でございます。ですから、なかなか背割り道路まで予算が行き渡らない、手が出せないというところも現実でございます。先ほど言いましたように、予算に十分な余裕があれば、そういうところにも予算をかけられるわけなんですけど、今のところは本当に現状の道路を拡幅するというところに行っているような

状況ですので、先ほど来から申しますように、その宅地化の状況を全て、極端に言うと宅地化されれば、その水路が必要なくなれば道路に変えていくというような計画で考えておりますので、よろしく御理解ください。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） なかなか予算がそこに回すことができないという御答弁であり、またその整備するに至っていない背割り水路もございますので、それは理解いたします。

それで、今現在は1路線において整備済みということでございますが、私の聞くところ、また見るところでは、このすぐ市庁舎の駐車場と総合センターの間の背割り水路、こちらはほぼ8割、9割ほどが住宅が建ち、また先ほど来のお話のとおり、後退していない住宅もございませぬ。これは、多分昭和50年の、この整備計画を持たれる前に建っておるような家もありますので一概に言えませんが、整備を進めるのであれば、当然何らかの条件に達した場合は、順次、優先順位を決めて整備を進められんことには、昭和50年代に整備計画を立てられても、いまだに1路線でしか整備ができていないということであれば、今後はますます、その整備計画をこのまま続けていかれるのであれば、後退をされるような方は出られない。となると、正直に後退をされて道路ができることを思い描いた方の思いはないがしろになるのではないかと危惧するところでございます。

歯抜け状態ですね。歯抜け状態というのは、要は住宅が後退をせずに点在しておったとしても、後退をされておる部分は、その後退されておる計画の幅員で整備をするというような手法がとられていくものと思いますが、先ほど私が申し上げた総合センターと駐車場との間の東にある背割り水路、こちらの整備計画は、その条件も全て整っておると思いますので、その整備を速やかに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど私が申し上げました1路線というのは議員も御存じかと思いますが、郵便局とバスターミナルの間でございます。ここも水路の中心から3メートル、北も南も下がっていただいて、市のほうが土地を買収させていただいて、道路を6メートルでつくっております。

その中でも、一部まだ御協力いただけないというところもありますけど、おおむね土地が宅地化されたというところで道路をつくっております。片方だけでも4メートル何ガしの幅員があれば車も通れるので、そういった意味でつくっているところでございます。

総合センターのところにつきましても、大変、人が多く来庁されるというところも含めまして、ほかにも渋滞がひどいというようなところで、水路にふたをしたらどうかというような御提案もございます。どちらを優先するかということも含めまして、今後考えていきたいという

ふうに思います。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、最後に、この昭和50年代から進められておる整備計画、道路計画でございますが、まだまだその整備には年月がかかるということであれば、例えば今現在、水路センターから3メートル後退しておられる方、またその後退しても瑞穂市のほうにその土地を売却されていない方、自主的に下がって将来の道路整備をされるときに瑞穂市のほうに買収していただくよ、協力しますよという方は、その土地に対して税金がかかっているわけなんです。それも水路センターから3メートルでございますので、約1メートル80センチほど後退をされておられるのが、皆さんほとんどの方であると思います。それも草を生やした状態、泥の状態ではなく、コンクリートを打って草等が生えないように管理してくださいねというお願いを正直に聞かれてされておられる方等々は、その1.8メートルの約18メートル四、五十センチでありますので、20平米以上、30平米ぐらいの土地を何の活用もできずに固定資産税だけは納めておるのが現状でございます。この固定資産税を納めておられる今の現状、本来、瑞穂市のほうで整備計画を持たれているから後退しておる中で、それも活用のできない状態であるならば、何らかの税優遇をされるべきではないかと考えますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 背割り道路ということでお下がりいただいているところ、まだその土地を自己で持っていることもあろうかと思いますが、実際には現在道路になっていないわけですから、その部分を減免しろと言われると、それはできないと私は思います。そういう場合は、できましたら市のほうへ買い取りの申し出をいただければ、市のほうで背割り道路として買収させていただきますので、よろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、できないという御答弁でございましたので、当然道路ではないので減免はできない、優遇はできないということであれば、例えばそれを市のほうに買収していただくということになると、登記から測量から、測量は大体皆さんできておるところが多いと思いますので測量費等にかかることはないかもわかりませんが、登記等、手続にかかる費用は売り手負担ということになると思うんです。道路整備でする場合は、行政が登記から測量費から全てやっていただけますが、今回のケースであれば売り手負担で登記をしなければならないというふうに伺っております。そうすると、売却するお金とほぼそんなに変わらないような金額がかかっちゃうからしないんですよという方もおられるんです。そこについては、せめて登記

料、またその売却するに於ける諸費用等は行政のほうで持っていただけるようなお考えはかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 正確に申し上げますと、道路として売り渡しをしていただけるというところの土地の分筆は施主さんのほうでやっていただきます。それを買った後の登記については、当然のことながら市のほうでやりますので、施主の負担も一部あるということだけ御理解いただきたいと思ひます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、私ちょっと勘違ひがあつて、分筆の費用は個人負担、またその後の登記は瑞穂市さんのほうでしますよということですが、全てを瑞穂市さんのほうで、そのために後退されて協力するという意思のもと後退されておりますので、それも2年先、3年先、5年先でできるものかどうかわからない道路計画であると思ひます。やはりそのような対応をぜひともとっていただき、せめて正直に行政のお願いに従われた方には、その土地を今から活用してくださいといつても難しいものがあります。そうであれば、全て行政負担のほうの中でその土地を市のほうに売却できるようなシステムをしっかりと構築していただきたいとお願いし、この質問は終わらせていただきます。

2点目に地域包括ケアシステムの進捗状況についてでございます。

高齢化社会を迎え、地域における生活支援体制の整備が急がれております。校区自治会単位で説明会が行われ、やっと入り口に立つて進められているのかと思ひます。これらは瑞穂市社会福祉協議会に委託されておりますが、社協だけで進めることは困難であると思ひますし、多くの課題があると思ひられます。

私が住んでおりますのは牛牧校区でございますが、この支え合ひの地域づくりがやっと自治会長にも理解をされてきて、少しずつ進んできていることが現状かと思ひます。現在の瑞穂市全般にわたる進捗状況をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 森議員の地域包括ケアシステムの進捗状況の御質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムは、議員の皆様にはよく御承知のとおりだといふふうには理解をしております。単なる制度上ではなく、生涯にわたり自立生活のため、医療対策や認知症対策に加え地域づくりという性質を持つものであり、戦後、日本における高度成長時代の過程において失われてきた人と人とのつながりを現代版の地域協働として構築するものと考えております。

3月9日に瑞穂市主催で行いました「支え合ひの地域づくり講演会」におかれましても、講

師からは、健康長寿のポイントは社会性というふうに言われました。この社会性の決め手は、「キョウイク」「キョウヨウ」というふうに2点言われましたが、「キョウイク」とは、きょう行くところがある、「キョウヨウ」とは、きょう用があるというような意味というふうに話されました。社会と何らかのつながりを持つことが重要とされています。今後とも、このような講演会を通じて地域の皆さんの理解を深めていきます。

きのう北倉議員の御質問にもございましたが、「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設立されています。制度や分野の縦割り、支え手や受け手という関係を超え、地域住民や地域が多様な主体性から我が事として捉え、参画し、人と人、人の資源が世代や分野を超えて丸ごとにつながるということで、子供から高齢者、もちろん障害のある方も含めた全世代を通じた暮らしと生きがいのある地域をともにつくる社会の構築が明確にされてきています。このように、縦割りから丸ごとへの動きは、この後、松野藤四郎議員の御質問にもある妊娠から子育てまで、子育て世代の包括支援センター構築にも共通した考え方になります。

こうした中、地域において住民の皆さんが社会性を持つために、地域コミュニティーを深めるためにコミュニティー活動は必要なことであり、居場所、集いの場としてのコミュニティーセンターの拠点ということで、コミュニティーセンターは重要な役割になると感じています。

このように、地域包括ケアシステムから全世代への地域共生社会というような遠い道のりのように思いがちですが、今年度より校区での活動の中に福祉部門を位置づけていただけるようにし、また住民の皆さんが住みなれた地域でお元気で暮らしていただくために、説明会や講演会を行い、進めているところです。

平成29年度においては体験型講演会やワークショップ的な集まりを開催し、現状や課題を我が事として再認識してもらい、地域づくりが高まるように進めていきたいと考えています。

そういった取り組みの中で、地域の皆さんにも地域にある資源で、こんな活動はいいねというような発想や、こんな活動をしていきたいというような考え方を持っていただくことが大切でございます。

今あるものを再発見し、生かして、つなぎながら積み上げていくものとなります。その結果が地域の実情に合った仕組みとなっていくように進めていきますので、よろしく願いをいたします。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま私、進捗状況をお尋ねしましたが、今後の進め方も御答弁いただきましたので、そこははしょって次のほうに進めさせていただきます。

ただいま御答弁いただいた中でも、地域包括ケアシステムの構築には幾つかの課題があると

いうこととございます。その一つに助け合い・支え合い活動があると考えますが、このような助け合い活動に個人が参加するかどうかは個人の意思にかかわることであり、個人の意思にかかわる部分をボランティア活動の一環として構築してしまうところに問題、課題があると私は考えます。

この生活支援体制がすんなりと構築できるかどうか疑問に感じるところでございますが、市民団体の方々が1年以上前から提案をされておりますボランティアポイント制度を導入し、地域包括ケアシステムにリンクさせることにより、地域包括ケアシステムの構築における地域の社会資源を大きくすることができるのではないかと考えるところでございますが、この点について、きょうの午前の質問にもございましたが、いつ結論を出されるのかを所管の部長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 午前中といいますか、先ほど広瀬武雄議員の御質問でもお答えをしておりますとおり、地域包括ケアシステムの構築づくりを進めていく上において、日常生活支援事業におけるボランティア活動というのが重要となります。今年度、ボランティア養成講座を開催しております、約20名の方の参加で、この4月から、この20名の方たちを中心に十七、八名がボランティア団体として結成されるというふうに聞いています。この方々に、まず地域、市内全域にわたる日常生活の困り事などを解決して、できるところから行っていただきたいというふうに考えています。

このようなボランティア団体の方や日赤の奉仕団の皆さんも、介護施設でボランティア活動をしてみえます。このような活動とポイント付きのボランティア制度の整合性、対象者が限定されるというような不公平がないように、このボランティア制度をさらに検討していきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、企画部長にお尋ねをしたいと思いますが、12月の議会で御答弁されておられますが、提案されている市民団体の方がこのボランティアポイント制度の課題を行政と協働した取り組みとして提案されておられます。12月議会で、企画部長の答弁で先日受け取ったので、これから協議すると御答弁をされました。その後、所管、福祉部等がこの市民協働について検討をされたのか否か、またその経緯についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の御質問でございますが、12月議会で答弁をさせていただいた後ということでございますが、ただいま福祉部長からもありましたように、これ

からさらに検討を重ねていくということですので、福祉部と一度協議をして、また検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 広瀬武雄議員の御質問のときにも執行部のほうから御答弁があった中で、どうしても縦割り行政でございますのでということが御答弁の中にありました。縦割り行政であるというのは、各所管所管がその職務をしっかりと責任を持って請け負うということでの縦割りであるという意味合いかと思いますが、本来、やはり行政サービス、また行政運営をしていく上では、縦割りの必要な部分はありますが、横のつながりをしっかり持っていただかなければスムーズな行政運営はできないと思います。縦割りという行政運営をよしとされずに、横の連携をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築で、校区におけるコミュニティセンターの活動は欠かせないものと考えます。この公民館活動では、指定管理者である瑞穂市ふれあい公共公社の方針に地域から多くの苦情が寄せられているところでございます。これは、先日の堀議員の質問にもございました。

地域づくりは、地域のことは地域の中で解決するようなシステムになるものであると常々副市長も話しておられます。公社が進めている改革は、副市長からは大きな改革でないから議会にしっかりと説明する必要もないということになるかもしれませんが、この地域づくりを進めることと矛盾を感じるものであり、地域の人が残してもらいたいと思われるのなら、地域の人や参加している人で納得できるように、解決できるようにすべきではないでしょうか。これは、副市長が数年前から説明をされているということで、説明済みということで総務委員会のほうでも私は伺いましたが、市民にとっては余りにも唐突であり、今まで公民館活動で培ってきた活動の楽しみを経費削減の理由で廃止していく方針は、入り口だけの説明であり、過程の説明と出口の説明は全くなされてないと市民は話しております。

岐阜市を見習っておられる運営手法であると思いますが、岐阜市とは歩んできた経緯が違いますから、瑞穂市では段階的に慎重に進めていく必要があるという意見を多く聞きます。地域が管理するコミュニティセンターは、現時点で時期尚早ではないでしょうか。まずは地域の人々が楽しく集えることが目的であると考えます。経費の削減とコミュニティ機能の両立を目指すべく、行政指導が必要ではないでしょうか。ぜひとも見直していただきたいと考えますが、所管の部長の御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまはコミュニティセンターの運営についての御質問だと思いますけれども、お答えさせていただきます。

掘議員のときにもお答えをさせていただいておりますけれども、コミュニティセンターにつきましては、いろんなところから経費の面において見直しを求められる中で、特に自主事業につきましては、生涯学習課が行ういろんな趣味の自主事業と同じように、均衡を考えると、将来的には自分たちで施設の手配やら、それから講師料、それから材料費等についても自主的にやっていたらこうということで、お話をさせていただいている公社のほうでは、特に自分たちで進めていくようなお話のことで、来年、再来年と2年間、現在のままで続けながら、31年度からは自主的に行っていただくように指導していただくというふうに聞いております。よろしくお願いたします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 先日も同じ御答弁をお聞きしましたので、そこについては先日伺っておりますので。

これは教育長はよく御存じであると思いますが、「子育て四訓」がございます。乳児はしっかり肌を離すな、幼児は肌を離せ手を離すな、少年は手を離せ目を離すな、青年は目を離せ心を離すな、これは教育の関係、また多くの方がこの「子育て四訓」は耳にされたことと思います。

まさしく、今、コミュニティセンターの運営、また運営の方法等を、運用のあり方を変えられるということは、まだまだ今やっと地域包括ケアシステムの構築とあわせてコミュニティー活動の大切さ、重要さ、そして地域のきずな、つながりというものから、助け合い、支え合いの地域づくり、社会づくりを進められる中で、まさしく今は手を離してはいけない時期であると思います。しっかりと手を携えて、その後に手を離して目をしっかりとかけていただく、そんな時期が来るとはと思いますが、今現在は、決してこのような取り組みに移行されるべきではないと思います。まさしく教育でいう部分の子育て放棄であり、言いかえれば市民、また公共サービスの放棄ではないかと申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

3点目に、穂積駅拠点化構想の今後についての質問に移らせていただきます。

穂積駅拠点化構想推進事業は、業者によりまとめられた構想案の公表がなされました。提案された構想は、具体性に欠け、意見を求められても詳細にわからない点などが多いことから、意見はできないと市民から苦情を耳にいたすところでございます。

構想は、もっと詳細な構想を示すべきと考えます。市民は駅前開発に大きな期待をしておられますので、具体性を欠くものでは、市民の期待を裏切っているのではないかと考えるところでございます。具体案をいつお示しなされるのか、また瑞穂市としての駅前開発のビジョンもあわせてお伺いしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の、J R 穂積駅圏域拠点化構想の具体案の提示時期についてお答えいたします。

J R 穂積駅圏域拠点化構想は、平成27年度地方創生加速化交付金事業申請時に、穂積駅の圏域の拠点化の推進、一層の利便性や魅力の向上に向けて、駅及び駅周辺環境の総合的な利活用及び整備改善などのあり方を明確にするために、穂積駅圏域拠点化の将来像として目指す姿、圏域拠点化に向けた目標、基本方針や構想の推進、実現化方策を検討することを記載し、国から交付決定を受けたものでございます。したがって、地方創生加速化交付金事業として合致すべく、J R 穂積駅圏域拠点化構想のビジョン、基本方針、構想図（案）についてパブリックコメントを募集したものでございます。

特に駅周辺の機能として各ゾーン及びその主な利用方針を記載し、基本方針の修正や、さらに追加すべき機能などに対する意見を求めたものでございます。意見の中には、ビジョン、基本方針、構想図（案）に対する意見だけでなく、より具体的な提案などもいただいております。また、圏域内の市町からは、穂積駅北口へのバスの乗り入れなどの要望をいただいております。

今後は、J R 穂積駅圏域拠点化構想を実現化するために、公共交通グランドデザインを含め、短期・中期・長期で取り組むべき事項をまとめたロードマップに基づき、構想をより具体化した各種の計画立案を行ってまいりたいと考えております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） ありがとうございます。

この3月議会新年度予算には、平成29年度予算において計上されておられる穂積駅拠点化構想推進事業費が盛り込まれておりますが、この構想を具体化する予算でなければならないと私は考えますが、詳細な構想をお示しいただき、平成29年度は駅前開発をどのように進めていくのかが、今現在あるのであればお答えいただきたいですし、先ほどのような御答弁であればしよらせていただきますが、詳細な駅前開発の進め方があるのであれば御答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 昨日の今木議員の質問にもお答えいたしましたが、構想実現に向けてすぐできる取り組みとして、1つ目として構想実現に向けた人材発掘、2つ目、居住及び住環境として街灯設置検討及び実施、3つ目といたしまして駅周辺機能及びにぎわいとして空き店舗を活用した出店やイベント、4. 交通として道路・インフラ整備のための調査や計画検討を実施していきたいと考えておるものでございます。

また、各項目に共通するものとして、補助金獲得のためのメニューについても検討していきたいというふうに考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 先日の御答弁と同じ御答弁であると思いますが、私は穂積駅の活性化事業で今すぐにでも行わなければならないと思うものが1つあると思います。それは待合所でございます。朝日大学のバス停には雨をしのぐような施設もございません。毎朝、バス停前には多くの学生が並んでおられますが、雨の日などは傘を差して待っているしかございません。風が強いと服までぬれてしまっているのが現状でございます。そして、駅のホームにも寒さをしのげるような待合室もございませんので、ぜひともこのようなものを考えてもらうことで、ワイワイ会議や夜市でにぎわうだけではなく、最優先に行うべきものをぜひとも優先的に行っていただきたいと思っております。

また、現在策定中であります都市計画マスタープランでは、穂積駅を中心としたエリアを都市拠点として、これを核として、市内5つの中核となる地域生活拠点、そして朝日大学周辺地区を学術研究拠点として、幹線道路と公共交通でネットワークを形成して充実を図るものとしておられます。

先ほども質問をさせていただきましたが、市長がテーマとされております「市民が健康で幸せを感じ、家族を育める、活力ある瑞穂市」には、公共交通の充実は絶対に欠かすことができません。公共交通は、議員研修において講師からも、現在、公共交通の財源は市民1人当たり負担が500円であり、仮に1,000円にすると2倍の利便性ある公共交通になることができる。もっとPRし、穂積駅を中心とした公共交通ネットワークの充実策の必要性を説明されました。

また、総務課長よりは、その内容を打ち消すかのような、前年度の事業者、これは岐阜バスでございますが、負担が1,600万ほどある旨の悲観的な収支報告もあったところでございます。

平成29年度は、より利便性を高めるために何回もアンケートや実態調査がされてきており、私は29年度中にはみずほバスを1路線増加し、1時間に1本ぐらいの運営、運行をしなければならないと考えますが、その点、市長に再編のお考えをお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのみずほバスの編成についての御質問ですけれども、議員さんの研修会も先月14日に行いましたとおり、大変な費用がかかるということでございますけれども、アンケート調査の実施を今年度行っておりまして、その結果につきましては、先ほどの小川議員の答弁にかえさせていただきます。

利便性を高めるためには路線数の増加や本数の増便が上げられますが、いずれも費用が増加することは避けて通ることができません。

先ほどの繰り返しになりますが、みずほバスを3路線全て1便ずつふやすと仮定し、その費用を見積もると、事業者単位をもとに単純計算しても年間650万円以上の増額となります。

また、1路線の増加については、それ以上の費用がかかるとともに、バス車両を用意する必要があり、その費用も多大なものとなります。市の予算から公共交通に充てることができる費用を鑑みて検討してまいりたいと考えております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） これも前に他の議員が御質問されて、今の御答弁をいただきまして、1路線、1便ふやすと年間650万、先ほどの答弁でお伺いしたとおりでございます。なかなか難しいのが現状であるという御答弁であると思いますが、であるならば、みずほバスを補う部分に対応するにおいては、デマンドタクシーやデマンドバス、また高齢者タクシー助成制度を拡充、拡大をしていただく中で、しっかりと対応されるようお願いをしたいと思います。

公共交通の必要性においては、私は4年も前から事あるごとに議会で質問や意見をさせていただいております。みずほバスの路線増や改正を訴えさせていただいておりますが、これが解決できないようであるなら、やはり市長が掲げられる「市民が健康で幸せを感じ、家族を育める、活力ある瑞穂市づくり」にはなかなか難しいものがあるかと申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後4点目に平成29年度予算の財源確保について。

2月24日の新聞に瑞穂市の平成29年度予算内容が大きく報道されておりました。市長からは、方針として「市民が健康で幸せを感じ、家族を育める、活力ある瑞穂市づくり」をテーマにしたと載っておりました。

そこでお尋ねします。平成29年度予算の中で、どの事業が市民が健康で、そして幸せを感じ、家族を育める事業であるのか、所管の部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の、持続可能な瑞穂市の運営方針、平成29年度予算と財源確保についてお答えしたいと思います。

先ほど森議員からマニフェストの関係がちょっとお話をされておりますが、市長の7つの基本政策の1つ目に「健康立市 瑞穂」を掲げているところでございますが、大きな意味で健康をテーマにしたまちづくりを基本として、大病に至らない方策を推進と示されているところで、そういった意味で大きなテーマとしては健康を推進しているところでございます。そこについて御理解をお願いし、予算のほうへ進めていきたいと思っております。

平成29年度の予算の中に健康をテーマにした新たな事業はということでございますが、地域福祉高齢課の包括支援・任意事業費の中に認知症地域支援推進事業という1,512万5,000円の予算がございます。内容としましては、軽度認知障害（MC I）を判定するテストやら、軽度認知症事後教室やら、認知症カフェの設置委託やら、あるいは認知症の実態訪問委託ということ

になっております。

この事業のうち、軽度認知障害を判定するテストにつきましては、認知症の早期発見・早期予防対策として有効であり、軽度の認知症のうちに脳の活性化を図ることや運動習慣をつけるということで認知症をおくらせることとなります。家族や地域全体で認知症予防の意識が高まっていくことをさらに願っているところでございます。

また、さらに健康推進課の母子保健事業費の中には、妊婦歯科健康診査助成費160万円が予算計上されております。この事業は、お産前に歯科健診をしていただき、健康な歯と歯茎を保って元気な赤ちゃんを産みましょうというものでございます。進行した歯周病にかかっている母親は、健常な母親に比べて早産や低体重児の出生が約7倍になるという危険性があるものでございまして、少しでも危険性を減らして安心・安全なお産につなげていきたいという思いでございます。

また、健康推進課の成人保健事業費の中には、ウォーキング教室関係分97万円があります。内容としましては、ウォーキング教室、測定器具の購入となっております。この事業は、ライフコーダーを活用しまして運動量を目で見ることで意識啓発を図るとともに、運動量をふやす歩き方の学習機会を提供するものです。運動不足は、肥満、筋肉・骨等の衰えやメタボリックシンドロームなどを引き起こします。運動量のチェックとウォーキングで生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るものでございます。

以上3事業については健康につながる事業と考え、健康であることに幸せを感じ、家族で支え合える、家族で育めるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいま企画部長のほうからは事細かく、健康や福祉事業の詳細な事業を御説明いただきましたが、高齢者タクシー助成、また経度認知症対策、健康事業の充実や健康ウォーキング教室など、いろいろな、さまざまなものが予算化されております。これは、どれほどこれによって市民が幸せを感じられるかということにつながっていくと思いますので、しっかりとその事業を確実に推し進めていただきたいと思います。

また、平成29年度予算編成においては、不急な事業を後年度に実施することで財政を健全化し、市債発行を26.5%抑えたとなっております。これは新聞でも報道されておりました。瑞穂市では、いまだ手つかずの事業が多くございます。市長の提案説明や新年度予算編成方針にも第2次総合計画に掲げた事業を実施していくとなっております。

しかしながら、穂積中学校のテニスコート整備、また公共下水道事業は、第2次総合計画実施計画では平成29年度事業となっております。予算化されず、不急な事業となっているのが現

状でございます。これらは本当に不急な事業で、後年度でいいのでしょうか。財政が厳しいのは、いつの年度も厳しいと思います。後回しにしていると、大月グラウンド整備、中山道の整備、駅前開発などにも大きな事業があるはずですから、できなくなると思われます。これらの事業を一方的に不急な事業として位置づけし、単に先送りしておられるが、さきの総括質疑でも、予算化できずに非常に市長は残念であるとおっしゃられました。ぜひとも市長が思われるまちづくりを進めていただくためにも、市長の御判断で推し進めていただきたいと思います。

副市長にお尋ねいたします。

この幸せを感じ、家族が育めるテーマと、この来年度の予算は整合性がとれているのかどうか、御質問をさせていただきたいと思います。簡単で結構でございます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 瑞穂市は人口もまだ少しずつふえておりますし、国から来る交付税等につきましても、まだまだふえる傾向にあるかと思えます。

ただ、この3年間を見ますと、少し財政規模が大きくなっておる部分がありますので、そうした部分も少し計画的に進めることによって市民の皆さんが、ああ、やっぱり計画的に仕事を進めてくれるんだなというのをきちっと定着をしていきたいという部分もありますので、私どもも苦しい中での順序を見直していくということでございますので、よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 時間も残りありませんので。

市長がテーマとされました、市民が健康で幸せを感じ、家族を育めることについては、異議を唱えるものではございません。瑞穂市にはやっていけないとまらない事業がたくさんございます。予算規模を抑えるような方針は、事務方、副市長が考えられることでございますので、市長は財源確保をして予算規模を大きくすることを考える必要があると思えます。

平成29年度予算には、今後の財源確保につながるような将来的な財源確保に向けた投資的な事業が何かありますでしょうか。あつたら教えていただきたいと思えます。

また、瑞穂市では今後行うべき事業が多くあり、それらを確実にを行うためには、新しい財源となるべく芽を投資事業に予算計上することが市民の健康と幸せ、そして家族を育むことができる、活力ある持続可能な瑞穂市になると私は考えます。

どの自治体も危惧し、今後の課題としている超高齢化社会2025年問題にも対処できるような今後の税収担保をし、財源を確保する新しい投資的な事業のお考えをお聞きしたいと思います。

時間もありませんので、そこの部分を簡単にお答えいただけたらと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの財源確保ということについてでございますが、今回の当初予算については具体的な財源確保策として目新しいものはございませんが、先ほどの健康づくりは、将来の福祉医療や国民健康保険などの社会保障等の抑制につながるものと考えています。

現在、行政改革大綱の見直しを図っているところであり、また使用料や手数料についての見直しや、経費節減や、あるいは公共施設等総合管理計画の個別計画など、計画的な施設整備を明らかにし、その計画的な行財政運営を図りたいと思っております。

また、現在、瑞穂市もしっかり瑞穂市そのものを売り込み、多くの方に移住・定住していただくことにより、まちを元気づくことでまちの財源にしていきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 時間もなくなりましたので、今回の質問は、瑞穂市では今後行うべく事業が多くありますし、次々と出てきております。人口が増加するまちは、予算規模も大きくなって仕方がないと私は思います。単なる先送りということは、さらに事業がふえていく、一つの判断ミスが後には大きな出費となることも往々にしてございます。できるときに行っていくからこそまちに活力があり、発展を続けることができ、他市町からうらやまれるようなまちができるのではないのでしょうか。それらを確実にを行うためには、国・県からの補助金をうまく活用する、さらに新しい財源となるべく芽を投資事業に予算計上することが、市民の健康と幸せ、そして家族を育むことができる、活力ある持続可能な瑞穂市になると私は考えます。

平成29年度予算では、そんな将来の財源になるような投資的事業はないと企画部長がおっしゃられました。今後の棚橋市政には、守りではなく、攻めの姿勢での政策転換に期待し、近隣市町と広域連携する上で、将来においても近隣市町とともに共存共栄し、発展し続けられる、揖斐・長良に挟まれた地域の核として、第2次総合計画に掲げる持続可能な都市経営のまち瑞穂市の実現に向けて取り組んでいかれますことをお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の森治久君の質問は終わりました。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、民進党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんより発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点について質問をしたいというふうに思います。

まず1点目は、3歳未満児の待機児童対策と民営化についてでございます。

これは定例会があるたびに、その都度質問をしております。これはなかなか実現できません

ので、しつこく質問しているところでございます。傍聴の皆さんにも、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

まず初めに、29年度4月に新しく瑞穂市の公立の保育所に入ってくるお子さんの数でござい
ます。未満児が何名で、3歳以上が何名、そしてこの4月1日からの受け入れができないお子
さんは何名いるのかということをもず1点お聞きをし、その後については質問席からいたしま
す。お願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 3月3日現在で3歳未満児の申込数は395名であり、このうち36人
が保育施設への案内ができていない状況です。

今後も転入等による申し込みや転出等によるキャンセルがございますので、4月1日時点
の数は変動する見込みです。

ちなみに、昨年度の同時期と比較すると、その数は少ないことから、平成28年度4月1日の
待機児童数23人よりは減少する見込みとなっております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 昨年12月1日の状況ですね。では、9月から11月ぐらひにかけて次
年度の申し込みがあつたという中で、当時は31名が受け入れができないと、そのほかに隠れが
44名おるといふ話をされておられます。

今のお話ですと、3月3日現在では、これは隠れも入れた話だと思ふんですけど、36名で、
これが4月1日になれば23名が待機児童になると解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 3月3日時点での待機が36名あるということで、これが4月1日に
はもう少し減ると予想しておられます。それが28年度4月1日、同時期の23人よりはもう少し少
なくなる見込みだといふ説明をいたしました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは努力目標でございますけれども、4月からは小規模保育所、
これはキッズですけれども、12名が開所いたします。また、6月からは企業主導型保育所、こ
れもオープンする予定であります。

そして、公立においては別府保育所の東棟も、この4月から21名の未満児の受け入れが始ま
るといふふうに聞いておられます。

そうしますと、このおのおのの保育所が開設等をしますと、29年度につきましては未満児の
解消ができるというふうに解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 3歳未満児の保育施設への申込者数は年々増加傾向で、毎年、施設の改修工事等で受け入れをふやしてはいますが、追いついていないのが現状です。

また、別府保育所東館の21名の件と、それから小規模保育所キッズスクエア瑞穂の定員12名、これも予定しておりますが、残念ながら平成29年度4月についても待機児童の解消には至らない状況です。

しかし、29年秋にはニチイ学館が19名程度の小規模保育所を設置予定になっておりますので、こちらのほうもちょっと期待をしたいということをおもっております。

それから企業主導型保育所の関係ですけれども、まだ入所状況についてわかっておりませんが、3月下旬から4月の初旬にかけて事前説明会が開かれるということをお聞いておりますので、そちらのほうも注目したいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 待機児童の問題については、また後ほど質問します。

続いてでございますけれども、保育所の整備計画案によりますと、この4月に募集をする。これは募集は、4月3日から5月2日の期間でございます。募集をし、6月までに公私連携法人を選定し、プロポーザル方式によって決定するというふうになっております。短期間で提案ができるとはちょっと考えにくいというふうにおもうわけでありまして、要らぬ疑惑を持たれるおそれがないように提案期間を長くする必要があると考えておりますが、執行部としてはどう考えておられるのか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市保育所整備計画（案）では、平成31年4月開所を目指して進めています。そのため、保育所整備計画（案）のパブリックコメントにあわせて穂積保育所の保護者の皆様に説明会を開催し、それから自治会連合会に整備計画の説明をさせていただきました。

また、平成29年度は、公私連携法人の募集・選定を行うため、事前に岐阜県保育研究協議会の役員会とか岐阜県民間保育園連盟に瑞穂市の現状を説明し、民間活力を導入しての保育所整備方針を説明させていただいております。

平成31年4月開所を目指すには、どうしても平成29年度の夏ごろまでには公私連携法人を決定し、それから地元の意向を反映していただけるための協議に入る必要がありますので、現状のスケジュールで進めたいと考えておりますが、しかし、議員が言われるように、要らぬ疑惑を持たれるおそれがないようという、そのとおりでありますので、この計画書にもありますように、公私連携法人との協議は7月から始めることになっておりますが、若干余裕もあるところ

ですので、期間の見直しもよく検討、調整して、慎重に事務を進めたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が聞いているのは、ちょっと提案期間を長くしたほうがいいですよと言っておるわけですね。

今、次長さんが言われているように、29年2月22日の文教厚生協議会の席上、公私連携型保育所導入に関し、2月2日、岐阜県保育研究協議会、同日、岐阜県民間保育園連盟協会へ説明をされているわけですね。これ、2月22日の文教のときにお話をされております。議会に説明もなく、また要綱の案の段階でのそういった行為はいかがであるかということです。要は、これは執行部の勇み足、不公平性、公平性に欠けている、だから疑惑を抱くというふうに私はお尋ねしたんですよ。

議会にもそういった話をせず、その団体にそういったお話をするという事は、これはいかにも議会軽視だと、だから疑惑を持たれる。そういうふうでございますので、ここは十分に注意をしてほしいというふうに思います。

それから次ですけれども、公私連携法人の選考は、新たに選考委員会を設置するとなっておりますが、これはいつまでに設置をされるのか。また、委員の選出方法、あるいは構成はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在、瑞穂市保育所整備計画（案）に記載のスケジュールに沿って進めています。計画では、平成29年度に公私連携保育法人募集を行い、夏までに公私連携保育法人の選定をする予定としています。そのためには、まず瑞穂市公私連携保育法人の募集要項及び瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱を早急に作成し、その後、選考委員の選考に入りたいと考えております。

この公私連携法人の指定に関する要綱（案）の中でお示ししているとおり、委員については、学識経験者、保護者を代表する者、それから対象を保育所の位置する小学校区の自治会を代表する者、関係行政機関の職員、関係教育機関の職員というものを充てております。その委員ですけれども、その学識経験者には大学の教授とか税理士等、それから保護者代表には保育保護者会、それから対象保育所の小学校区の自治会代表は、もちろん校区内の自治会の代表の方、それから関係行政機関の職員というのは建築関係の設計の中身がわかる職員、それから関係教育機関の職員というのは小学校の校長先生とか保育園の園長などで構成する予定をしています。協議会でも案を提示させていただいておりますので、御意見をいただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 案の中に書いてありますけれども、私はそこにつけ加えてほしい人といえますか、これは公認会計士、今現在、大阪の豊中でやっていますね。そのためにも、学識経験者とか、いろんな方もあるかと思えますけれども、具体的に公認会計士を入れてほしいと、メンバーに。そのように思いますので、ぜひともひとつよろしく。

続きまして、穂積保育所の民営化の話を行います。

公私連携保育法人募集要項（案）の9.（1）のオによると、地域自治会活動に対する施設利用、また避難所として使用する考えであるが、現在の穂積保育所は定員90名、新たに法人は、参加しますと定員は100名規模となっているが、対象自治会の範囲、あるいはまた収容人数、そして避難所となる等、福利厚生面の諸施設が伴うが、どこまで考えているのか。

そこで、その法人に対してそのような要望ができるのか、可能なのか。他市町にそういった状況が本当にあるのか、それを確認してやられているのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この詳細につきましては公私連携法人が決まってから協議することになりますが、市としては災害時における避難所としてお願いしたいと考えていますし、その他、協定では、現在と同様に、地元の自治会活動などの際に遊戯室を開放していただく等のお願いは考えたいと思っております。そういうことで、協定にはこういうことを盛り込みたいということ。

それから他市町の状況ですけれども、民間の施設を避難所として使用するため、福祉避難所の設置や運営に関する協定を締結などしているということは、他市町の状況でちょっと聞いております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 選定基準にはそういった記載がございませんので、そこをよく見ていただきたいというふうに思います。

保育所を民営化することは、建設に係る費用は民間であると、国3分の2、市12分の1の計4分の3程度が補助されるというふうでございます。

次は、市が公営で保育事業を実施している場合と民営化した場合における地方交付税、この辺はどのようになるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 建設費については、今、議員がおっしゃったとおりです。

運営費については、民間の場合、国が算定する公定基準価格が国及び県から施設型給付として、市を経由して事業者へ支給されます。これに対して公立の場合、地方交付税として支給されていることから、今後、公私連携型施設となった場合は、地方交付税は一部減額となります。

ただし、保育士の人件費や施設の維持管理費等の支出がなくなることから、市の負担は軽減されるとおもわれます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 地方交付税の話ですけれども、公立保育所に係る施設整備費及び運営費については、三位一体の改革による税源移譲に合わせて、地方公共団体は、みずからその責任に基づき設置していることに鑑みまして、これは国務大臣が言っておるんですよ、国庫補助金等が一般財源化され、全額が地方負担となっております。現在、公立保育所の施設整備につきましても、この一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業費の対象としております。具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったことに鑑み、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について、事業費補正により70%、単位費用により30%、合わせて100%を地方交付税で措置すると。それとともに、残り50%のうち80%を社会福祉施設整備事業費の対象としておる。

今度は運営費ですね。また、公立保育所の運営費につきましても、国庫負担金の一部財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって、従来の国庫負担金分を含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っているということを言っております。

どのくらいの減少というのか、多分減額されるというふうには思うんですけれども、例えばね。今の公から民に行くんですけれども、そういった場合の減額というのはどのくらいになるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） どのくらいということの計算については、まだ私のほうではちょっと計算しておりませんので、申しわけありません。その部分についてはお答えできません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 企画部長にちょっと聞きますけれども、この子育て支援制度というのは、また新しくちょっと変わりましたですね。だから、そこで多分増額をしてくると思うんですね、お金をね。そうすると、それが多分どのくらいか、何億円近くあるというふうに思いますけれども、そういった計算はされているのか。要は、公でやっておるやつを民でやったという比較をしないかんですね、そこら辺の、交付税の中で。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

現在、最新といたしますか、平成28年度の地方交付税の積算を夏にしたところでございますので、そういった交付税の中をちょっと分析させていただいたところでございますけど、28年度地方交付税のうち、現在、市内の公立保育所分は普通交付税の算定における、先ほどの基準財政需要額に5億471万2,000円算入されているところでございます。これは市内公立保育所ですから、全部の児童ということですから、1,250名以上見えるというようなところでございます。

そういった中で、現在の28年度の地方交付税の計算の中で、仮に125人を公立保育所から私立保育所に移った場合というようなことで仮計算といたしますか、そういったものをしてみたところでございますが、1人当たりの児童に換算しますと、おおむね22万円ほどの減額という試算が出たところでございます。

しかし、その125名というのは、内訳によって当然違って来るわけでございまして、その仮が3歳未満児が22名、3歳児が33名、4歳児が35名、5歳児が35名という仮定の中での今の計算となるところでございます。

そういったところでございますので、あくまでも仮の仮ということでございますけど、この場合の1人当たりの、今度逆に市の持ち出し額、負担額ということもあわせて計算しますと、公立保育所より私立保育所のほうが負担が軽減される状況かなあというふうに思っております。

どちらにしましても、この試算はあくまでも私立保育所という試算をしたものでございまして、今お話ししております公私連携型施設という交付税の項目が今ない状況での仮の私立保育所という項目に当てはめた場合での計算を仮にさせていただいたところですので、その辺は御理解のほどお願いしたいと思います。確かな計算が現在はできない状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明を聞いておりますと、公がいいか民がいいかということでございます。これは、公についてはそれなりの財政措置がされておるということです。だから、僕は、民間がいいとは一概に言えないということですよ。公にはそういった手厚い措置がされておると、交付税がね。そこをよく理解していただきたいというふうに思います。

穂積保育所、あるいは牛牧の第一保育所などが民営化が進んでいきますと、保育士、あるいは補助職員等に影響があるというふうに考えておりますけれども、執行部としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 公私連携法人となる事業者も、職員の雇用は大きな問題であると思っております。補助職員の保育士を正規雇用する場合、意向があるかないかをお聞きし、市の保育士にも雇用に関する意向調査をしていきます。

第1に子供のことを考えると、新しい保育所になっても今までなれ親しんだ保育士さんがいたほうが子供にとって安心感が高いことは間違いありません。

補助職員の保育士で私立保育園の正規職員等として勤務を希望されれば、穂積保育所での勤務から、引き続き、新しい私立の保育園で保育士として勤務していただくよう配慮したいと考えております。

また、従来どおり、市の保育所での勤務を希望される保育士につきましては、他校区の保育所に配属をするよう努めてまいります。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市長さんからそのようなお話をされております。この2月18日でしたかね、穂積保育所で保護者を集めて民営化についてのお話を多分されているというふうに思います。ちょっと日にちはよろしかったでしょうかね、多分この日だったと思いますけれども、そのときに執行部としての回答は、今、保育士の話ですよ。例えば補助職員は、極力その法人で採って働いてもらうような格好の執行部の答弁ですよ。要は民営になったときには、正保育士は市のほうで何とかします。臨時職員は、法人のほうで何とか採っていただくようお願いします、このようにお話をされているね、執行部は。これは、僕は逆だと思っんですよ。正はいいですよ。補助職員をなぜ民へ持っていくのか。未満児とか何かの待機児童で一番困っているのは、保育士が見つからんと言っておるんです、ずうっと前から。なぜそれを民間へ持っていくの。公に置いていったらいいじゃないですか。公で雇用を継続、雇用させていただいて、未満児を受け入れればいいじゃないですか。そういう考えをしないかんですよ。わざわざ市で採った職員を何でもそっちへ、民間へ譲るの。ちょっとそこら辺の、意見交換会の中で出ておりますけれども、そこは取り消しをしないかんというふうに思いますが、どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今のお話ですけれども、2月18日に穂積保育所の保護者説明会での意見交換での内容です。

質問は、「保育士さんが全てかわってしまうのでしょうか」という御質問がありまして、それにうちのほうが答えたのが、公立と私立の職員が一緒に保育を行う、そういう保育期間をとりますという説明をしまして、そのため、民営化しても子供が全く顔を知らない保育士ばかりになることはありませんと。さらに、現在、公立保育所で働いている臨時職員を可能な限り移管先の法人でも採用していただけるよう働きかけ、保育環境が大幅に変わることを緩和していきたいと考えていますと答えております。

ただいまの松野議員のお話ですけれども、新しく民間の保育所ができるというところで、当然そこには未満児の待機児童を解消するために、未満児を保育する施設をつくってもらうとい

うことですので、当然そこでも未満児の待機児童は解消するわけです。

保育士さんも、もともと民間にこういう保育所を行わせるという考え方は、女性の社会進出を高めるといふ国の方針もあります。そういう中で、補助の保育士さんも正規職員になることを望んでおられるということもわかりますので、できるだけそういう人たちの処遇改善も行っていきたいというところでのお話で、新しい保育所で未満児保育をしないということなら、今の補助の保育士さんも市で働いてもらうのは当然ですけども、未満児保育をするという前提ですので、それについてはこのような答えをさせていただきました。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公私連携でその未満児受け入れをやるんやわね。だから、補助職員をそっちへ持っていくと、それではいかんや。せっかく市が確保した職員をなぜそっちへ持っていくの。自分たちの保育所の未満児解消をしないかんですよ、できないんなら。それはやらないかんと言っておるんですよ。

次へ行きますけれども、これは文教の中でまたお話をさせていただこうというふうに思っております。

穂積保育所が民営化された場合、例えば複合的な施設を前提に進めるよう十二分に配慮しなければならぬと、平成28年9月28日に教育次長が答弁をされておりますが、公私連携保育事業における市からの説明、今の説明も含めた話ですよ、先ほどから、地域のコミュニティセンターのような活用はできないと判断するが、穂積地区のコミュニティセンターの建設をどのように考えているか、執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 穂積地区のコミュニティセンターについてでございますけど、地域のコミュニティセンターの整備につきましては、校区活動や校区の自治会連合会の活動などの拠点として理想的なことと考えております。

しかしながら、一方で、公共施設の整備に当たり、国においては平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を定め、公共施設総合管理計画は速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請されました。

これを受け、平成26年度に策定した瑞穂市公共施設白書の中では、瑞穂市の人口1人当たりの公共施設等の床面積は2.93平米となっており、一般的に今後の財政状況を考えると、1人当たりの床面積が2平米以上になると財政的に厳しい状況になると言われています。

平成27年度末に公表しました瑞穂市公共施設等総合管理計画では、まずは施設整備に当たっては、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、最適な施設量、安全・安心、快適性の確保、長期にわたり経済的なコストの

3つの視点から質と量の適正化を図るとともに、公共施設の総合的なマネジメントに取り組むこととしています。こうした観点から、新規の施設整備を行う前に既存の施設の有効的な活用が、まず重要であると考えています。

そこで、穂積地区の状況となりますが、現在、既存の施設といたしまして総合センター、または市民センターがありますし、各自治会の公民館等の集会施設を積極的に活用していただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 穂積地区のコミュニティセンターは、平成21年、22年におきまして予算化されているんですね、調査費が300万円。そのときには、必要性があったので予算計上したんでしょう。当時の市長も、センター建設についてはしっかりやると。そのときの部長はNさんでした。課長は、現在の副市長でございます。それが、知らんうちにコミュニティセンターというのはなくなりました。これは、悪いですけども今の副市長の強い意向だというふうに私は思うんですね。予算計上までしてきたのに、なぜ取り消したんですか、理由を教えてください。必要性があるからやったんでしょう。

関連してまた聞きますけれども、コミュニティセンターの自主的な活動を改革されるというような話は、きのうもきょうも議員から出ています。これは館長を主任にするというやつ、そういうことは、人件費の削減というものが大きなウエートを占めておるんです。

その中で、執行部は副市長、それから法人の理事長は今の副市長、発注側と受注側が同じです。この人件費の削減というのは、法人化ができましたと、きのう市長がお話をされたと思います。これは、そこで働く人たちのことを考えずにやった予算計上だと、29年度の予算切りだというふうに思います。

コミュニティセンターというのは、やはり自主的に運営される、これが基本でございますけれども、現状としてはなかなか簡単にはできない。コミュニティセンターがある地域とない地域を同一に考えていては、地区の自治活動もできないし、市は先ほど福祉部長の答弁もありました、森議員からの質問もありました地域包括ケアシステム、これにも支障があるというふうに考えております。そこを含めて、副市長、コミュニティセンターの必要性をひとつよろしく御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） まず校区の自治会連合会の活動のことでございますが、連合会の立ち上げにつきましては、かねてより市の自治会連合会に対して働きを行っており、現在、5つの小学校区で連合会が立ち上がっております。5つの小学校区での活動は、そういったものの立ち上げの準備がまたなされております。その際の活動の拠点といたしましては、コミュニテ

イセンターとされているところもあれば、その他の公共施設や、あるいは地区公民館等を使用されています。

次に地域包括ケアシステム、住みなれた地域で末永く健やかに暮らすという観点から見ますと、そのシステムの構築には見守りやサロンなど自治会のような小さな単位で行うケアから、移動支援や介護予防事業など、少し広い範囲で行うものなど、規模や内容に応じてさまざまな取り組みが考えられます。この場合においても、その活動の拠点は地域の公民館であったり、その他の公共施設であったり、その活動の場所は千差万別で変わってくると推察いたします。

また、教育委員会では、地域の子供は地域で育てる開かれた学校を目指し、コミュニティスクールの開設を地域と連携しながら進める計画をされています。

そのような中、今後は小学校区の活動拠点の施設は、基本的には小学校を考えながら活動の規模や内容により既存施設を有効利用していただき、校区活動や自治会活動がより充実されるように支援してまいりたいと考えています。

穂積小校区におかれましては、まず総合センターや市民センター等の既存の公共施設を活用いただくとともに、あわせて従来どおり地域公民館等の活用もいただくこととなるよう考えていますので、よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁を聞いていますと、公共施設を使って、あるいは地区の公民館、穂積地区の実情を見ての回答でしょう、これは。

市長にお尋ねしますけれども、市長さんも議員のときには、例えば穂積地区にコミュニティセンターと。「コミュニティセンター」という言葉は出されておられませんと思いますが、防災センターとか、何かちょっと言葉をかえた話をされております。必要性はあるんですよ、あの地区には。

総務部長、あらんところのことを言っておったってだめですよ、地域にお願いしたって、そんなもん答弁になりませんよ。

副市長に言いますけれども、当時の市長の下に見えた、今の副市長ですけれども、必要性で予算を計上したんでしょう。なぜ取り消したんですか、はっきりしてくださいよ。私、地元の人に説明できないですよ、そんなことは。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 以前に私は企画課長だったと思いますけれども、そのときに校区の中でということで、そうした施設を一回検討したらどうかということで話を受けまして研究をした時期がございました。そして、いろいろたたき台の中で議会の皆さんと相談して、ちょっと待てよということになったと思っておりますので、企画はしましたけれども、皆さんの御意見

でというふうになっていると思います。

その皆さんの御意見というのは、やはりそれぞれの自治会にはそれぞれの公民館がありますし、ある程度まとまる施設がそれぞれの地区にあるということで、その中でよくよく考えないかんのじゃないかと。

先ほど総務部長が言いましたけれども、やはり2つの町が合併して、ちょっと施設の量が多いと。今のままではなかなか大変だということが、これ結果は出ておりますけれども、こうした結果が出る前に、既に議員の皆さん方もちょっと待てよというのがあったと思っておりますので、そうした中での結果と思っております。

今後につきましては、やはりそれぞれの校区の中で全体の建物につきましても、活動についても、全体を見回しまして、すぐはできませんので、ある程度長期的にきちっと整備をしていくということで、保育園につきましても、小・中学校についても校区の中で十分に話し合ってくださいということで、校区の連合会をつくりましょうって私が言っておるのは、これはソフトだけでなく、ハードも含めて、また道路、いろんな整備も含めて私どものほうも提案をしておりますので、ぜひとも地域の中で皆さん話し合っていていただいて、どれを優先すべきか、それから将来を考えて、どうしたらいいかということのを常々からお話し合いをしていただきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 質問に全く答えておりません。

この件につきましては、現在、保育所の民営化については、保育所整備計画（案）をもとに進めております。また、公私連携保育法人募集要項（案）が作成されておりますけれども、この事業開始が31年4月からというふうになっています。この両案についての決定ですね、いつごろ決定されるのか、「案」を取るということですね。いつになるんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この計画案と要項案につきましては、ただいま議会で御意見をいただいておりますが、3月23日の教育委員会に諮り、決定する予定でおります。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、次の2点目、子育て関係でございます。

妊婦期から子育て期にわたるまでの支援について、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を行うよう法定化し、国は平成32年度までに全国展開を目指す、全国の設置状況と設置に向けた、当市はどのように考えているのか。

そして、子育て世代包括支援センターは、医療機関、産科も含めてありますけれども、保健

所、児童相談所などが連携し、専門的知識を有する保健師や助産婦、児童相談員、保育士などを配置しなければならない。これは子育て世代包括支援センターに母子包括支援センターが含まれるようになったものであるが、所管する部署はどこになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 松野藤四郎議員の、子育て世代包括支援センターの御質問にお答えをいたします。

御質問は2点あったかと思えます。

まず初めの御質問ですが、昨年5月に児童福祉法の改正により、深刻化する児童虐待の防止とその対策強化のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、子育て世代包括支援センターが、努力義務ではありますが、法制化されました。この動きは、子育てのワンストップサービスであるオンライン申請などができるマイナポータルとも同一的な考え方になります。

国は平成32年度末までに全国展開を目指しておりますが、全国では、28年4月1日現在ですが、296の市町村で720カ所設置をしております。県内では、本巢市、関市にございます。可見市、岐阜市にあっては、現在準備中で、検討中というふうに聞いております。

2つ目の御質問になりますが、どのような部署で所管するのかということですが、この妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供できるように、子育て世代包括支援センターは32年までに整備を進めるものですが、実はまだわからない部分がたくさんございます。建物や組織体制が重要であったりするのではなく、内容的には、現在、市のほうのどの部署でも行っているようなものが集約されるというものになります。これでどのような機能が優先できるかということになります。

このサービスには、ワンストップで切れ目のない支援をすることで、基本型、特定型、母子保健型というような3つがあるんですが、市としては基本型を中心に、利用者の支援と地域連携の2つを考えていきたいと思えます。

現時点では、担当部署をどこに置くかということより、この設置する、設置しないというような結論を出すものでもなく、これの子育て世代支援センターがどのように子育て世代の人に利便性が高まるのかどうかを判断基準として、来年度4月より積極的に先進事例や視察や研修を行い、このあり方を考えていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 関市等は、本巢市もできていますけれども、努力目標ということで32年度末でございます。部署等はまだ考えていないというお話でございますね。

市長さんにお尋ねをいたしますけれども、これは会議録からいきますけれども、28年の9月、一般質問の会議録でございます。会議録は、質問した議員の名前が全部出てきます。お名前を申しますけれども、杉原議員が一般質問をしております。その中身でございますけれども、読み上げますけれども、「まず私なりにこのまちをどうしていこうかということで、大体7つの基本政策を出させてもらいました。その中で、まず最初に謝りたいことが1つございます。なかなか進んでいない部分、まずずばっと申し上げたほうがよろしいかなと思いますので、まず進んでいませんのがこども青年未来部ですね。なかなかこれが難しゅうございまして、やはりいろんな社会の流れ、これを物すごく鑑みなきやいけないということで、これは福祉的などころ、それから学校教育的などころ、それでなおかつ教育長さんにもかわっていただいたものですから、ちょうど1年間、どういうふうやっていいかわからない状態で1年間参りました。これから先々、新しい教育長さんが来てくれましたので、教育長さんも今現在の状況を把握していただけたと思いますから、これから先々のこととしてこども青年未来部につきましてはこれから議論しながら、何とかまたどんな形にしていったらいいのか、一度白紙の状態に戻しながらしっかりとしたもの構築していくと。私の夢だけでなしに、やっぱり現実論としてどうなのかということで持っていきたいなと思っております」という話をされております。

先ほど福祉部長から、どの部署でやるとかということもございますけれども、市長さんもそういった今後の瑞穂市の子供たちというのか、妊婦から18歳までの幅広い中での多分青年未来部だというふうに思っておりますけれども、これの実現に向けてどのようなお考えで見えるのか、一言、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この瑞穂ですね、今本当に移住・定住、来られる方々も、やはりお子さんを引き連れてといえますか、御夫婦にお子さんお一人がついた状態といえますか、そんなようなことで私どものまちへ引っ越してこられます。そして、また新生児で生まれる方々も今約580、かなりの人数でございます。お亡くなりになられる方と、それからお生まれになられる方が大体人口の1%としたものだったんですね。ところが、今、お亡くなりになった方が昨年度の場合で387、生まれた方が580ということで、かなりの格差がございます。それぐらい、本当に赤ちゃんが生まれるといえますか、そんな中であってこども青年未来部、やっぱりこういったものが必要だと今でも思っておりますし、なおかつ縦の流れができてしまっている役所の中、そこに横の流れをつくって、なおかつ秘密を守れる、個人情報非常に漏れやすうございます。そういった中で秘密が漏れない、個人情報をしっかりと守れた上で、やはりこども青年未来部、そしてなおかつ青年も、せんだっての成人式もございましたように、確実に育ってきているものがあるかなと思います。それをさらにしっかりと子育て申し上げて、このまちに帰ってきてもらえ

るような、そんな人材を育てたいと思っております。

ですから、また教育長のお話にもなりますが、今度の教育長はいろいろそういった面でも御熱心に相談に乗ってくれておりますし、なおかつ岐阜市で既にこれはやっております。ただし、岐阜市のほうも、私もちょっと他人事ながら、全てが全て成功しておられるとは思っておりません。ですから、瑞穂版だったらどんなことがやれるのか、しっかり精査しながら、時間はかけても結構です、やっていきたいなと思っております。この気持ちは揺らいでおりません。そのように御説明させていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 7つの基本政策といいますか、政策の一つでございますので、必ず実行していただくような格好で、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あとは数分でございます。まとめて言います。

この子育て相談を初め、特に児童虐待については、いろいろ各関係機関と調整等をされておりますけれども、教育委員会のことでございますけれども、教育委員会との連携はできているのか。

また、児童福祉法の一部改正により、児童虐待の対応については、現行法では市町村から児童相談所への事案送致であるが、児童相談所から市町村への事案送致が、これは29年4月1日から施行になるわけですが、そのときには、やはり専門人材の確保や財政面、また相談員の待遇面に関していろいろ対応があるというふうに思いますけれども、そこら辺について、ひとつお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 教育委員会との虐待に関する連携についてという御質問に、まずお答えいたします。

お時間の関係で、結論からお答えしますと連携はとれております。

実務者会というのを月に1度開催しております、子ども相談センターの職員や教育委員会、福祉部3課、それから相談員と行っております。

また、実務者以外でも、必要がある場合には個別ケース会を検討して、問題点の確認を共有したり、支援のあり方がどうであるかということを行っております。

もう1点の御質問の、この4月からの児童福祉法の改正により児童虐待に対応をする案件が、今までは市町村から児童相談所へ事案送致しておりますが、4月より児童相談所で抱えている案件が瑞穂市に戻ってくるということになります。そこで必要なのが、専門的な人材の確保や、財政面、あるいは相談員の待遇面の対応についてということで、専門人材の確保については家庭相談員として保育士資格のある者を採用して確保しておりますが、今後とも確保できるよう

に配慮していきます。

待遇面においては相談員は非常勤ですが、虐待の発生というのは休日とか時間外に発生するということから無理を言っている部分もございます。

また、児童相談所から瑞穂市に事案が相談、戻ってくるということで、件数がふえてくるということから、この状況を見ながら、さらに専門性を職員に身につけたり、国のスーパーバイザーというような補助制度を活用して専門的な職員を増員したり、検討していく必要があるというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 子育て世代包括支援センターの関係でございますけれども、これは立ち上げるにしても、教育委員会と福祉部が協議をし、早急にこども青年未来部を設置していただき、その中で子育て世代包括支援センターにおける各事業を行えば一体的に支援ができるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、児童相談所の関係でございますけれども、法改正により事案等が各市町村へ送致されてきますけれども、全てが送致されるということではないというふうに思われます。専門的な人材の確保や財政面、また相談員の待遇面などに配慮していただき、虐待の発生予防、そして発生時の迅速・的確な対応に努めていただきたいというふうに思います。

それから待機児童の問題、民営化については、なかなか市の執行部もその待機児童対策についてはしっかりとできていないというふうに思います。その1点として、1つ申し上げますけれども、例えば採用試験、市の職員で保育士を採用する場合、市で落ちた人が民間へ行ってしまうんやね、採ってしまうんやね。それ、行かんような方法の試験内容といいますか、そこら辺の対応、A、B、Cと流れがあるんですね。こっちは高い、こっちは低い。市のほうがレベルは高いというふうに僕は考えたんですね。だから、よそへ行っちゃう。そこら辺をひとつ何らかの形でやれば保育士の確保というのはできるというふうに、一つの僕は方策だというふうに思っています。

いずれにしても、今後を担う若い、小さいお子さんたちのことを思えば、我々成人というのはしっかりとその先を見詰めた政策をやっていくのは当然だと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時35分から再開をいたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時35分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

私の今回の一般質問につきましては、皆さん、お手元の資料にありますように、市長職報酬について以下4項目です。

まず市長職報酬なんですけれども、12月議会で特別職、そして議員報酬については賛成多数で既に議決されておる案件であります。私は市長職報酬、このことについて、市長に自主的に返納する気があるかどうかについて、その点で質問させていただきたいと思います。

以下、詳細については質問席に着いて質問させていただきます。

この市長職報酬、今申しましたように、もう議決できっちりと決まっております。条例化、条例で決まっておりますので、これについて何も言うことはありません。ただ、その市長職報酬、今から言う点について市長自身が判断すべきではないかという思いがありますので質問させていただきます。

私が去年の12月議会でこの特別職、議員職の議案が出たときに、市長に質問しました。何を諮問したかと質問しましたら、市長は議員についていろいろ理由を言われて、議員については諮問したよというようなニュアンスでいたと。ところが、答申で特別職も一緒に答申があったんで、それに対して市長があれっと思ったと。あれっと思ったということは、自分はそういう意識はなかったということだと私は解釈しまして、多分そのときの議事録は、そういうふうに市長も自分としては議員については諮問したという発言だったと思いますけれども、ところがその後、私、去年の7月に特別職報酬等審議会の議事録を読みました。それを読みますと、第1回目ですから、諮問する市長から諮問の内容について明確にこういうことを言っております。市長、「諮問事項、市議会の議長、副議長、常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長及び議員の報酬月額等について、2番、市長、副市長及び教育長の給料月額について、以上、諮問をお願いいたします」という挨拶を明確にしております。この違いはどういうことですか、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それは7月の部分の委員会の初日でございます。それは文章につくってございまして、そのまま読み上げただけで、あれっと言ったのは、その結果、そこから皆さんが議論をされるわけですね、審議会ですから。そこが審議会のスタートでございます。それで、結果を今度お持ちになられた。そのときに、えっというふうに思ったのは、ああ、私もそういうふうに含まれていたのかということで、一番最初のは諮問という部分のことだけでございませぬ。あくまで文章の上でございます。それは私どものその委員会のほうでつくられた文章、それを私は読み上げただけでございませぬし、その結果、それによって皆さんが審議会を何回か開

かれて、当然諮問されるわけです。そして回答ということでお届けになられた、そういうこと
でございますので。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市長、諮問というのは大事なことでしょう。なぜ諮問するかを明確に、
今、挨拶で言ったように、諮問というのは明確にしないと答申もできないわけですから、明確
な意志を持って、何を諮問するかを諮問しているはずですよ。にもかかわらず、12月の答弁で、
その諮問の内容を何で明確に言えなかったんですか。それがどうして、諮問とは明確に自分が
諮問したことを言わなければ市長として、覚えていなかったということですか、その諮問した
ことを、その12月答弁のときに。

もう一度確認します。どういうことですか。諮問をしているじゃないか、ちゃんと、明確に
2つのことを。もう一度答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 委員会を開くときに、一つのセレモニーといいますか、そのようなこと
でそれを諮問する。それと、そのほかに審議をなさる、それを私は結果をいただく。それだけ
でございますので、私があれっと言ったのは、あくまでも、あれっ私も含まれていたんですね
ということで、それは私のほうもあれっ、要するに変更される金額に入っていたんですねとい
うところで、私はあれっと言っただけのことでございます。その間、審議が、皆さんそれぞれ
とり行われたということですね。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） であれば、私が質問したときに、あれっと思ったのは、自分の報酬も上
がっていたと。ただ、自分自身は、諮問するときは両方諮問しましたと明確に言うべきでした
でしょう。なぜそのときに言わなかったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私、正直に申しまして、前回は議会で同じようなことがございました。
私自身が議員のときにですね。そのときもたしかセットだったような気がするんですが、私は
セットになっているものだとあくまでも思い込んでおりました。それだけ私の思い違いかもし
れませんが、そのように一等最初のときは思っておりました。申しわけないですが、そのよう
に思っておりました。これはまた、もしなんでしたら、また私の勘違いかもしれませんが、そ
のように私自身は思っておりましたし、前回にも似たようなことが議会で問われたときもセッ
トでなった可能性はあると思います。そこら辺は私の勘違いかもしれませんが、そのように思
い込んでいたことは事実でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） それはそうではなくて、僕が言いたいのは、あれっという理由はわかりました。まさか自分の報酬も上げるという答申が出るとは思わなかったということであれば、それは理解できますよ。だけど、私が何を諮問したかと言ったことに対して、自分が給料を上げてもらうとは思わなかったけれども、諮問は議員も市長職、特別職もしたよというふうに答えるべきでしょう。だって諮問するのが大事なことでしょ、さっき言ったように。それをなぜ言わなかったかというところが、私自身、諮問する重大な市長職としてそれでいいのかなという思いがするんですけど、もし、私の今の質問に対して何か反論があるのであれば、意見があるのであればお答えください。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 御答弁がないということで、きょうは市民の方も来ておられるんですけども、実はそういういきさつがあったということをちょっと紹介させていただきました。

そして一つ、私はその報酬審の中で、特別職、特に市長の給料が上がるという議論が報酬審の中でありました。その部分の議事録を読みましたところ、主に報酬審は、議員の議論は非常に長く行われていました。そして、最後のほうで特別職、その中でも市長の話は最後の最後でしたね。

いろんな議論の中で、事務局のほうから、この岐阜県下の市長職の平均の金額が数値として紹介がありました。88万5,000円というふうに事務局のほうで説明されております。

平成27年4月ですね、報酬審が行われている約1年前の岐阜県内の市長の給料のリストを岐阜県のホームページで誰でも閲覧することができます。そのリストでは、岐阜県の7つの市長が条例で定められた給料よりも自主的に下げておられます。その下げた金額の平均が84万弱です。

事務局のほうに、この数字を出さなかった何か理由とか、その辺のいきさつがもしあれば御説明ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の市長の給料についての御質問にお答えいたします。

瑞穂市特別職報酬等審議会に際しての資料作成には、瑞穂市から県内各市に平成28年4月1日現在の給料月額を文書にて照会し、その回答に基づき作成したものです。そのうち、5市については、条例上の額とその額を減額している旨の回答がありました。

各市の事情により給料月額を減額している市があるというお話は、第2回の報酬審議会にて

報告をさせていただいたところであります。しかし、具体的に市名を挙げるとか、特殊事情等の詳細及び減額の金額等の説明はしていなかったところでございます。

市長の給料につきましては、それぞれの市の事情で減額しているものであり、報酬等審議会では条例上の給料の額が適正かどうかを審議してもらうものであり、特殊な事情、例えば立候補時の市長公約で退職金、何千万ということでございますけど、その部分の減額を月々で鑑みて減額するとか、市長の政策、あるいは市全体の財政を考えてというようなこと、いわゆるそういう市長の政策などを考慮しまして審議する必要はないと考え、こちらから減額後の市長等の給料月額を資料を提示することはありませんでした。しかし、今後については、参考資料として提出していけるように努力してまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 大きく2つの点で、そういうことがあったよということを踏まえて、2月5日の議会との報告会及び意見交換会の場でも、市民の方から市長の報酬について意見がありました。市長の場合には、この1期4年をされて、退職金も約1,680万出るよというお話も具体的に出たかと思うんですけれども、私は今、実際デフレの中で、なかなか給与そのものが上がっていないと思います、大企業の一部は除いて。そういう中で、市民の視線というか、そういうこともおもんばかって、みずから市長が今回の件については自主的に返納するとかいうことをされると、市民の方も非常にその評価をしていただけるのかなという思いがあるんですけれども、再度、市長、この御自分の報酬について、今の自主返納をするとかということについてのお考えを最後にお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直にそのときの委員長さん、そして委員の方、よく町の中で会います。正直言って本当に私も困っているという状態でございますが、なかなかその委員会の方、また委員の方、特に反対の意見が2つあった。その中であって、いろんなことで委員の方々がお話をされた。そういったことは尊重すべき部分もあろうかなと思います。

それと同時に、報酬審議会の委員の方、大変御苦勞をなさって、どっちへ転ぶのも大変だったと思います。そんな中にありまして、まず委員会の方々、この方々がどんな中でそういったことを鑑みられたか。やはり議員の皆さんの報酬、そして私を含んで副市長、そして教育長と、委員の方は委員の方なりに、それなりにいろんな情報を持ち合わせ、そしてまた報酬審にかかった全員の方々のことを鑑みながらやられたと思いますので、その意見も尊重しながら、自分なりに委員会をどう捉えるか、そういったことも鑑みながら判断すべきだと思いますので、今ここで安易な答えを出せる状況ではなかろうと思います。何のために、そうしたらその方々が、委員会であれだけ大きく議論を交わされたのか、そういったことも踏まえながら判断すべきだ

と思いますので、この場でお答えするべきことではなからうと思います。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 思案中だということですかね。しないということですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 再度申し上げますが、委員会の方々、この委員会がどのような成り立ち、どのように議論されたか、そういったことも踏まえながら、またその委員の方々と、また町の中で会うことも当然でございます。なおかつ、こちらの委員会の委員長さんは女性の方でございます。その方もまた立場、いろんなことも考えるべきだと思いますので、その上で判断していきたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 報酬審の方の考え方ではない、市長自身の判断なんです。改めてそれを言わせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

2番目は、高齢者の方で免許証を返上したりとか、運転できない、いわゆる交通弱者という言葉でこれから言わせていただきます。この交通弱者の皆さんの日常の移動の確保、このことについてお聞きします。

みずほバスのアンケート、きょうの議会でもいろいろ内容の説明がありました。そして、この2月14日の議員研修会の席でも、コンサルのテイコク、小森俊文氏からいろいろ説明がありました。そのアンケート結果の分析の中で、こういう報告がありましたね。1日平均の利用者は150人、3ルート、全部1日ですね。70歳以上の高齢者の利用率が2割だと。そうしたら、1日平均、全路線で1日30人の高齢者、70歳以上の方の利用があったと。そうすると、3ルートありますけど、1日1回行ってくる、これを1本とすると、全部で28本、1ルートある、28回、回るわけです。そうすると、70歳以上の高齢者の人が、1回当たり1.07人が利用しているという現状なんです。

それを踏まえて、このテイコクの小森さんは、その分析の中で提案をさせていただいています。今後、このみずほバスのターゲットや目的を明確にと、こういう指摘をしております。そして、車がなくても安心して暮らせるまちづくりを目指してほしいと、これは誰もが目指す、願うところなんです。

ここで、この交通弱者の方を福祉の視点で見るとなくて、公共交通の視点でこの交通弱者の人をどのようにサポートするか。この点について総務部長、テイコクから具体的に何か提案がありましたですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの高齢者の交通手段としてのみずほバスの役割について、当研修会においてテイコクからの提案というのは、その高齢者に限ってということではなしに、みずほバスの今後についての検討の中で、どのようにしていくかということについては今後決めていくということで、打ち合わせはさせていただいております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） みずほバスを今後どうするかということについて、テイコクと検討していくということですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 瑞穂市の今後の方針については、まずアンケート調査の結果を踏まえて、道路運送法の施行規則に定める地域公共交通会議を開催し、バスの運行にかかわることや路線や運賃なども決めていくこととなります。そして、パブリックコメントにより皆さんからの御意見をいただきながら最終の運行案をつくっていきます。その後、試験的にバスを走らせる試験運行を経て本格運行となります。

なお、現在、穂積駅より北のフレームでは、本市と本巢市、北方町、大野町の2市2町で、また穂積駅より南のフレームでは、当市と安八町でそれぞれ路線バスを含めた公共交通のあり方について広域的な検討を行っており、その結果次第では、みずほバスにも関連してくると考えますので、こちらも注視しながら議論を進めてまいりたいと考えております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 財源のこともあるんで非常に難しいことだと思いますけれども、ただ、1つ確認させてください。先ほど交通弱者をコミバス、みずほバスで現状サポートできているかという点ですね。何とかせないかんなど、現状のままでは交通弱者の公共交通政策としては十分か不十分かという認識を、まずちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほどのアンケートの結果から見ましても、みずほバスは元気な方については有効であると考えておりますけれども、特に御高齢の方、また障害者の方については、みずほバスは効率のよいといいますか、利用できるということは少ないと考えております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 道路交通法も変わって、車を運転できない高齢者がこれからふえる一方ですので、これは高齢者以外の方の足の便としては代替の手段があると思うんで、多少の余裕はあるかもわからないけど、交通弱者の方は急ぐべきだと思いますね。

それで、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、デマンドタクシーですね。例えば事例で乗り合いタクシーとかデマンドタクシー、これは可児市とか美濃加茂市、御嵩町で運行している実績があります。可児市なんかは、コミュニティバスのとくとデマンドタクシーを実施した場合とで高齢者の利用者が2.8倍ふえたと、そういうデータがあります。

市の財源がどのくらい出ているかという、今、データは持っていないんですけども、デマンドタクシー、実績を積んでいるところがありますので、検討されるという意向だと思いますけれども、早急に進めていただきたいと思います。いただかないといけないと思います。

そして、福祉課のほうで高齢者タクシーのチケット事業をされるということで、これは利用して助かるという方がいらっしゃると思います。ただ、福祉部で対応するという部分で利用者の方が限られると。1回分、初乗り分ということで、皆さん、ぴんどこないかもわからないんですけど、要は600円なんです。600円を超える分は自己負担なんです。そのチケットが24枚ということですから、その利便性という部分では限られている部分がありますので、私はやはり交通弱者は、公共交通の視点でサポートするというのを早急に進めるべきだということを再度御提案させていただきたいと思います。

公共交通会議というのは、今後、どういう予定で開かれるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今年度行いましたアンケート調査、それからそれに基づく路線、時刻、そういったものの原案をもとに、またパブリックコメントも含めて地域公共交通会議にかけていくという形になります。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 通告でなかったんで申しわけなかったんですけど、具体的にいつやるかという日程は決まっていないわけですね。例えば平成29年に何回やるとかということもわからないですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほど申し上げましたとおり、2市2町のグランドデザイン及び安八町との路線バス等の検討も含めて公共交通会議を開きますので、まだそのアンケートのほうもまとまっておりませんので、時期は決まっておりません。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 広域でやると、これはまた対象の市町村が多いんで、瑞穂市だけでも、このみずほバスについての問題点とか、どうするかというのは早く進められないかなあというふうな思いはあります。当然、路線バスとの兼ね合いがあるのは重々わかりますけれども、み

ずほバス単体についても、これはかなりウエートとしては瑞穂市だけで検討ができる内容は結構あると思うんで、この公共交通会議というのは、これは瑞穂市のメンバーだけではないんですよ。なるべく早く検討すべきだなということだけ提案させていただいて、次に移ります。

次は、瑞穂市は、いろいろな審議会とか推進委員会とか策定委員会があります。行政及び民間、どこでもそうですけれども、実際に事業をやる時、何かをやる時に、P D C Aサイクルといって、まずプランですね。計画して、実際にプランにのっとってドゥー、チェック、それを実施すると。実施したら、それをチェックすると、どうだったかという検証をして、A、アクション、その検証したものに基づいて、より目的、結果が出るように改善していくという、このサイクルでもってより効果を生むという、当然そういう概念が必要で、やっている、目標としているかと思えます。

私もまちづくり推進委員会とか行政改革推進委員会、都市計画審議会、こちらは傍聴させていただいているわけですが、そういう本来ならば多くはチェックをする会、まちづくり推進委員会はまちづくりについてチェックする役割があります。都市計画審議会についても、例えば下水道の事業について、財政について、本当に中で十分議論されていたかと。行政改革推進委員会も傍聴させていただいて、本当に行政改革とは何ぞやということを考えさせられるぐらいいろんな意見が出されている中で、じゃあ今までの行政改革の推進委員会が本当に機能していたかというところをふと考えさせられるようなことを経験しています。

そんな中で、例えば最終的に市民の方が入って行う行政改革推進委員会の前に、いわゆる事務局案というか原案となるものを、副市長を本部長とする市内の組織で原案をつくっておられます。果たしてこのやり方で本当の行政改革ができるかという部分では、第三者が見て行政改革、この部分はどうかという目が必要ではないかなと。

例えば構想日本という政策シンクタンクがありますけれども、こういうところはそういう行政改革の本来の機能を果たすべく、各市町村に入って指導してくれるというようなことを実際やっていますけれども、本来のP D C Aサイクルが機能するような方向を少し検討すべきじゃないかと思えますけれども、例えば行政改革推進委員会、自分たちでやってきたものを自分たちで反省してチェックすることについて、一遍第三者の目で見てもらおうというのも必要かと思うんですけれども、企画部長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの質問で、急なことでございますが、まず鳥居議員の各種委員会のP D C Aサイクルの機能について、ちょっとお答えしたいと思います。

P D C Aサイクルを機能させるためには、サイクルを構成する4段階、プラン（計画）・ドゥー（実行）・チェック（評価）・アクト（改善）の4段階を順次行って、一周したら、また最後のアクトを次のP D C Aサイクルにつなげていくということで、一周ごとに各段階のレベ

ルを向上させて、継続的に業務を改善しなければならないということで理解をしております。

今、行政改革の例を挙げられました、質問は第三者の評価委員会というようなことですが、今、第1次総合計画では、まちの将来像「市民参加・協働のまちづくり」を掲げ、市民参画機会の充実を取り組んできました。まちづくり計画の策定とか施策の実施、評価を有識者と公募委員による組織で行ってきております。

形式的なP D C Aではなく、P D C Aサイクルの実効性を高めるために、点検・評価自体の質を高める取り組みが重要とされております。機能させるためには、出発点となるPの精度を高める必要もございます。そのためには、審議に当たり資料提供を行い、活発な議論が交わされ、市民の意識が適正に反映されなければなりません。そして、評価を適正に行い、限られた予算に反映していく必要があるということでございます。

今年度から総合計画等評価審議会を設置しまして、成果を客観的に検証しまして、検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて計画等を改定するよう努めているところであります。そういったところですので、御理解を願いたいと思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今、部長がおっしゃられたように、本当にその会で活発な議論がなされることが、まず一つ大事ですよ。活発な議論がなされて、初めてチェックがされているかなと。事務局案がそのまま右から左へでは、本当のチェックになっているかなという、第三者の市民の目で。そういう意味では、各事務局側も活発な議論が出るにはどうしたらいいんだろうかというのを、やっぱりちょっと工夫をしていただく必要があると思いますね。

今、総合計画について評価委員会ですか、それをつくってやられる。総合計画は一丁目、大事な内容ですので、ぜひこれをきっちり進めていただきたいと思いますね。

それで、市長の所信表明の中にこういう文言がありましたね。「瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これ市民の方、そう言っても、そんなものがあつたかいなという話だと思います。なかなかなじみのない内容ですけれども、実は大事な企画です。大事というか、これは今の政権が地方創生という大きな目標の中で、各市町村でまち・ひと・しごと創生総合戦略をつくって、それぞれ地方創生をなさいよという指導があつて、ほぼどの市町村もやっていることですね。それが約2年前にあつて、ちょうどことしが中間年になるという所信表明でありました。

その中間年に当たるため、市長の所信表明ですね、基本目標や重要業績評価指標、実はこれは重要業績評価指標を所信表明の文言で「成果」とあつたんで、これは間違いですので訂正しておいたほうがいいと思いますけど、重要業績評価指標、いわゆるK P Iというんですね。こういう横文字が多くて申しわけないです。要は「キー・パフォーマンス・インディケーター」

とって、どれだけ具体的にある項目が達成できたかというのを、数値的なものを示さないよと。その数値でその成果が上がったかどうかをチェックしなさいよという、それがKPIというものなんですけれども、市長の所信表明で基本目標や重要業績評価指標について必要な見直しを行うんだというふうに述べておられます。これ、どの部分の必要な部分を考えておられますか。今、もしあればお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 必要な部分というほうなのか、不必要な部分というほうなのか、どちらを今鳥居さんはお聞きになりたいのか、ちょっといま一つわかりませんが、率直に必要な部分というのは、それから以降、毎日毎日、日夜進めている部分でございます。その中にありまして、特にまち・ひと・しごと創生ということで、いろんな意味で国のほうにもメニューがございます。その中で私たちがやれる部分のメニューであれば、やはりその中に乗っかっていきたい、そういったことも踏まえながらやっている次第でございます。ですから、私どもできょうまで進んできたことは、全て必要だからこそやってきたことだと思っております。そのように認識しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 多分市長はこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、4つありますけれども、わかんないよね。そうでしょうね。

具体的に項目があるんです。少なくとも、今、見直さないといけないなということがたくさんあるんです。だから、この所信表明は、正しいということはぜひやっていただきたいんですけども、実は具体的にどこを見直さないといけないというのが市長にないということが問題なんです。だって自分で一応つくったんですよ、これ、大事だと。それで、必要なところを見直す。日ごろ何を、政策を立てて実行するという部分で、プランを立てて、それに基づいて実行するというのが余り考えておられないから、そういう答弁になっちゃうのかなという、例えば例を挙げますね。

基本目標3. 瑞穂市に安心して住み続けられるまちをつくるという大きな目標があります。多分これは、まあいいです。そして、公共交通の充実という項目で、コミュニティバスの利便性向上、そして先ほど言いました重要業績評価指標、コミュニティバス利用者数、基準値、年6万3,600人、目標値、平成31年が6万5,000人、この数字はもう6万5,000人をオーバーしているんじゃないか。

それとか、基本目標4. 瑞穂市の魅力で交流、にぎわいを生み出す。地域ブランドの創造、魅力の向上、ボウリング場を活用した地域活性拠点の創出、これ市長、ボウリング場が残念ながら営業がなくなるというお話を紹介していただきました。非常に大事なポテンシャルのどこ

ろ、あれをどうするかという部分で、早急にこれを見直して、どう生かすかというのをやらな
いといけないでしょう。

ですから、こういうものをつくって、つくりっ放しでは進歩がないということを言いたいん
です。せっかくつくったんだったら、これを生かして、チェックして、改善するというPDC
Aサイクル、これをぜひ実現しなければ、やっていかなければいけないんじゃないですか。も
し感想があれば、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） P D C Aは、やっぱり僕は必要だと思います。それを否定するつもりは
一切ございませんし、それと同時に、鳥居さんの見方、要するに人間というのは考え方によっ
ても違うと思います。だから、鳥居さんの場合、手厳しいかなあとも思いますが、私なりにや
っているつもりでございますし、やはり世間を見ながら、自分なりにこの瑞穂に置きかえて、
そして5万4,360余名の方々が常に居続けてもらえるように、それなりには考えてやっておる
つもりですので、決して鳥居さんに批判されるようなことはないと思っております。これだけ
は自信を持って言わせてもらいます。

それと同時に、鳥居さんが今言われましたことは、必ず私たちもこれから検証して、十分に
至っていないんだったら、やはり延ばす。そして、この部分は生かさなくても、これは今の状
態だってやむを得ないなというところは訂正するなり、そういったことは必要だと思ってお
ります。

ただ、本当の見方はそれぞれの方が違うと思いますので、その手厳しい、やはり鳥居さん流
のことが世の中全てだと思ったら、僕は間違いがあると思うんです。やはりもう少し鳥居さん
にも優しい面、そういうところで市民を見ながら、優しい面を持っていただきたいと私は望む
ものでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市民の方には優しく、トップリーダーである市長には優しい目というよ
りも、きちっとリーダーとして役割を果たしていただきたいから、ちょっと厳しいことを言っ
ているんです。市長に優しくかったら、議会議員としては、それいいんですか。

やっぱりリーダーとして厳しいと感じられるんだったらあれですけれども、建設的にこうい
うふうにすべきじゃないかということ指摘及び提案させていただいているつもりですけどね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本当にもっとゆっくり鳥居さんとお話しできればこういったことはなか
ろうと思います。お互い、やっぱりまちをつくっていくところにおいてはみんなで話し
合うべきだと思いますので、例えばそれでいきなり物差しをかけるということが本当に正しい

かどうかということに対して、私、申し上げているだけで、やはり物差しのかけ方がお互い違う部分があったり、一遍話し合うべきだと僕は思っています。必ず建設的に、同じように建設的にやっていきたいと思っておりますので、そういった意味からも、これからいろんな意味でアドバイスを頂戴できてもいいと思いますし、今おっしゃられた、本当に建設的にお互いに考えていくべきだということには完璧な同感をしておりますので、よろしく願いいたします。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） 物差しという言い方は、そのまちづくり、瑞穂市をどうするかという考え方がそれぞれ違うのはあるでしょう。物差しという言い方はちょっとわかりませんが、話し合うことはいつでもできますから、別に拒んでいませんけれども。

ただ、言えることは、市長が判断すべきことが結構先延ばしになっているという印象はあります。早く決断していただきたいと、それは今言いませんけれども。

P D C Aについても、言葉はわかっている、実際、じゃあどういう事例でそのP D C Aをやっているかというのが、ここで紹介していただければ、まあ頑張っていらっしゃるんだなというふうに分かるんですけども、言葉は誰でもP D C Aサイクルというのは知っているんですよ。具体的にそういうところが非常になっているのかなというところで、きょうは指摘をさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのまち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、すぐにお答えできなくて大変申しわけなかったんですが、資料を持ってこなかったのがあれですが、まち・ひと・しごと総合戦略につきましても、先ほどの私が総合計画の評価審議会のほうでP D C Aをやるというようなことの前に先行して、要は27年度にまち・ひと・しごとはつくりましたので、総合計画はまだつくったばかりですのでこれからとなりますけど、まち・ひと・しごとは27年度からスタートしていますので、この評価は今年度、28年度に行いまして、11事業につきましても審査していただきまして、また各担当課から代表者に来ていただきまして説明をして、そして11事業のうち2事業についてはもう少し頑張ってもらわないかんよというようなことで、各議員の皆さんにもコピーをお渡しした記憶があるんですが、今、私もちょっと手持ち資料がないのであれなんです、当初の一般質問の場でこのような質問まではということで、私もちょっと準備ができていなくて大変申しわけないとは思っておりますが、そういったことでやり始めているということと、やっていると。現実にまち・ひと・しごとについては、まずやって、次に総合計画にも着手していくというような段取りですので、御理解願いたいと思います。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そうでしたか、失礼しました。ぜひ中間の報告、僕も資料を探してみますけれども、なかったらもらいに行きます。ありがとうございます。

次、最後の質問ですけれども、介護ボランティアポイント制度についてお聞きします。

この介護ボランティアポイント制度については、多くの議員さんが今回も質問をされていますので、私は1週間前の3月9日、福祉部の主催ですよね。瑞穂市支え合いの地域づくり講演会、「住みなれた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けるために」というタイトルで、NPO法人全国コミュニティライフサポートセンターの池田昌弘さんのお話を私も聞かせていただきまして、一言で言うと、これから地域は支え合いしかないよということなんですけど、支え合いによって地域が実際にうまくいっているかという紹介を含めてありました。

それで、この介護ボランティアポイント制度も、この地域の支え合いの一つの形なんです。この介護ボランティアポイント制度というのは、介護が必要な、例えば事業所等で市民の方がボランティア的にできることをサポートするということで、これも支え合いの一つなんです。ですから、私はもう少し、この福祉部が講演された趣旨、要はこれから地域の支え合いが必要だという視点で、ぜひ皆さんに、そのときに配られたパンフレットの1枚が、非常にこれからの地域づくりをわかりやすく描いた絵があるものですから、資料として配付させていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと見てください。

○議長（藤橋礼治君） どうぞ、配付してください。

〔資料配付〕

○4番（鳥居佳史君） ちょっと私の言い方が不手際があります。申しわけありませんでした。

これを見ていただいて、この大きな木がありますね。この大きな木が、枝がいっぱい張っていて、太い幹があって、根がいっぱい入っていると。これが地震が来ても何が来ても大丈夫だという、地域コミュニティがしっかりしているというイメージになるという絵なんです。これが地域づくりの絵のようなんですね。

ここで、幹の根っこの上に1がありますね。1、2、3、4と下からあります。1. お茶飲み・お裾分け・挨拶・立ち話、これは結構今されているわけですね。その集まりが次の段階、集まる家・たまり場・お店、これも結構やられているかなと。3番目、得意分野のお裾分け活動、これもあるところはやられているかもわかりません。そして、その上に住民主体の支え合い活動。

1番のところは、この根っこの部分に、それぞれの趣味とか隣近所で皆さんやっているのが根っこにあるんですけれども、これが非常に大事だよと。だから、それも今実際に行われているので、次の段階、その活動を、ちょっと集まる、人数を多くするようなこと、それを組織化して上のほうに持っていつている、この流れがいかにかにできるかというところがみそなんです。

それで、先ほどの池田さんの話を聞くと、宮城県なんですね、池田さんの活動拠点は。これは30年前からやっているんですけども、池田さんの場合は障害者の方と高齢者の方と子供たちを支え合いの中心としてされているんですけども、東北の震災があって、この考え方でもって、そして池田さんたちの活動もあると思いますけれども、多くの自治体がこれを本当にやっているというところのお話があったんで、言いたいことは、ぜひこの池田さんのお話を、この前は牛牧南部コミセンであったんですけども、ちょっと限られた方だったと思います。これ、もっと市民の多くの方が聞く機会が持てたらいいかなあとと思います。その辺、福祉部長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 鳥居議員の御質問にお答えをいたします。

3月9日に南部コミュニティセンターのほうで行いました「支え合いの地域づくり講演会」ということで、私もその講師の方のお話を聞いておまして、本当にいい話をされているというふうに感動しました。

このようなお話を各校区でもこれからずっと続けて行っていきたいなあとというふうに思っておりますので、そのときにこの講師は一体幾らぐらいかかるのかということを担当のほうに聞きましたところ、講師料より仙台からの交通費のほうが高いというふうに伺いましたので、一度そのあたりも含めて、各校区を巡回していただくとか、一回来ていただいて一度に回っていただくとか、そんなようなこともこれからちょっと検討していきたいと思います。

本当に地域にある事例をたくさん紹介していただいて、ユーモアあふれるような形でわかりやすく説明をされたというふうに思っています。

ただ、残念なことに、集まってみえた方というのが牛牧校区でも40人ぐらいということで、最初に講師の人にお断りしたんですが、椅子の並んでいる数より少なくなってしまって申しわけありませんということでしたが、もう少しPRをして進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 介護ボランティア支援制度、これもきょうの答弁をお聞きしました。それだけを進めるということではなくて、今言っている地域全体のことを考えるという部分では、副市長も盛んに言っておられる校区ごとの自治会活動の中での位置づけが、どうも校区ごとに自治会活動をやれよというのが上から来ているという感じがするんで、池田先生の話を知ると、市民の人が、ああ、自分たちで何かやらないかんだなというふうな気持ちになるんで、ぜひ予算化して進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了いたしました。

なお、傍聴の方々、最後までまことにありがとうございました。

以上で散会をいたします。

散会 午後4時37分

